

第七十八回 参議院法務委員会會議録第四号

(八三)

昭和五十一年十月二十六日(火曜日)
午後三時三十五分開会

委員の異動

十月二十日

辞任

岡田 広君
山本茂一郎君

補欠選任

岩本 政一君
丸茂 重貞君

出席者は左のとおり。

委員長

田代富士男君

理事

大島 友治君

平井 卓志君

佐々木静子君

原田 立君

梶木 又三君

栗原 俊夫君

小柳 勇君

橋本 敦君

下村 泰君

稲葉 修君

藤島 昭君

賀集 唱君

石原 一彦君

寺田 治郎君

勝見 嘉美君

岡垣 勲君

委員

国務大臣

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房副長

法務省矯正局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

第三部

法務委員会會議録第四号

昭和五十一年十月二十六日【参議院】

事務局側

常任委員会専門員

二見 次夫君

説明員

法務省刑事局公安課長

石山 陽君

○証人の出頭要求に関する件

○集団代表訴訟に関する法律案(原田立君外一名発議)

○民法の一部を改正する法律案(佐々木静子君外一名発議)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(総理に対する二七電話事件に関する件等)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

岡田広君、山本茂一郎君が委員を辞任され、その補欠として岩本政一君、丸茂重貞君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) 証人の出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

総理に対する二七電話事件に關し、京都地方裁判所鬼頭史郎判事補を証人として十月二十八日午前九時三十分に出頭を求め、その証言を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

なお、その手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(田代富士男君) 集団代表訴訟に関する法律案を議題といたします。

発議者原田立君から趣旨説明を聴取いたします。原田立君。

○原田立君 ただいま議題となりました集団代表訴訟に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

欠陥商品、やみカルテルによる価格引き上げ等の一企業または数企業の違法行為によって無数の消費者が損害を受けているという現実があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度は、原則的には、一対一の対等な当事者間の紛争を解決することを念頭において紛争を解決するための手続を定めているにすぎないから、このような原則に基づく現行民事訴訟制度のもとでは、一対無数の消費者の損害を解決しようとしても、その訴訟進行は事実上不可能であります。すなわち、今日の消費者問題は、訴訟を通じては事実上解決できない状況にあります。これは、法制度が社会の進展に即応していないからであります。

すなわち第一に、消費者各人の損害額が少額であるとしても、集団としての消費者の損害額は巨額になると思われれます。消費者集団のこの巨額な損害の賠償を企業に対して請求することができず、訴訟制度を確立することなしには、社会的経済的公正を確保することはできないのであります。

第二に、企業と消費者との間には訴訟進行能力

及び訴訟費用の負担能力の不均衡があるにもかかわらず、現行民事訴訟制度のもとでは、これを対等な当事者として取り扱っているため、訴訟による権利救済の方途はきわめて厳しい現実にあります。この現実を打破して、実質的に対等な当事者としてみずからの権利を行使できる訴訟制度を確立しなければならぬと思ひます。このような訴訟制度の確立なしには、消費者主権は、裁判によって保障されない眠れる主権、幻の権利に終わらざるを得ないのであります。

第三に、企業の違法行為による無数の消費者の損害は共通の原因によって発生し、またその損害額も一般的には定型化する傾向があります。このような実体については、消費者各人の訴えの当否を個別に審理することは訴訟経済の観点からもむだだと思ひます。また、企業の違法行為によって発生した損害賠償をめぐる紛争は、事実上は企業対無数の消費者の紛争と思ひますので、その紛争の解決は、消費者集団と企業との間で包括的に解決することが望ましいと思ひます。

われわれは、消費者主権の確立のためには、このような困難を克服して、民事訴訟制度が真に機能する制度を確立しなければならないと思ひます。

以上の観点から、非訟裁判による訴訟信託の設定方式を採用することにより、消費者の代表者が消費者集団全員のため企業に対して提起する損害賠償の一括的請求を目的とする訴え、すなわち集団代表訴訟を可能にするためのこの法律案を提出いたします次第であります。

以下この法律案の内容たる集団代表訴訟制度の仕組みにつきましてその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、申し立てに係る共同の利益を有する著しく多数の者の少額債権について集団代表訴

訟による紛争の解決が適當であると認められる場合に、非訟裁判により、除外申し出をしない限り債券を一括して訴訟の目的とするための信託が設定されたものとする事ができるようにいたしてあります。すなわち、集団代表訴訟を進行させるため、除外申し出をしなかつた少額債権者たる委託者から少額債権者の代表者たる受託者へ当該債権が信託的譲渡されたものとする信託であり、す。なお、少額債権者の権利を保護するため、信託の設定については公告するほか、非訟裁判所が代表者たる受託者を監督するようにいたしてあります。

第二に、集団代表訴訟におきましては、職権証処調べを採用するほか、重要な訴訟行為につきましては、非訟裁判所の許可を要するものとしたしております。なお、欠陥商品、やみカルテルによる価格引き上げ等に係る少額債権者全員の損害総額の算定につきましては、推定規定を設けてあります。

第三に、各少額債権者は、受益者として、代表者たる受託者に対し、勝訴判決の最初の公告の日翌日から二年以内に通知することにより、その債権の満足を得ることができるようになつております。なお、請求してこなかつた債権者の分は、国庫に帰属するようにいたしてあります。

第四に、代表者たる受託者は、集団代表訴訟の進行等に関して必要な費用につきましては、国庫による裁判費用等の立てかえ、支払い猶予制を置くほか、その他の事務費用を含めて集団代表訴訟により得た財産をもって充てることとしたしております。なお、敗訴等の場合には、立てかえ等をしてもらつた裁判費用等の返還等を免除するほか、最終的に受託者の負担となることのないよう、上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(田代富士男君) 次に、民法の一部を改

正する法律案を議題といたします。
発議者佐々木静子君から趣旨説明を聴取いたします。佐々木静子君

○佐々木静子君 民法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。
わが国においては、戦後、個人の尊厳と男女の本質的平等をうたつた新憲法のもと、民法もこれに忠じて改正され、家の制度を廃止し、男女の平等を取り除く努力がなされてきました。しかし、現行民法にはなお男女平等を阻害し、家の制度の残滓を思わせる規定が温存され、古い因習や觀念と相まって婦人の地位向上の障路の原因となつて

いる点が多く見受けられるのであります。
したがつて、男女平等に反する家族法規の改正こそまず実現されなければならぬと考えるのであります。以上の見地からこの法律案を提出するに至つた次第であります。

そこで、この法律案は、配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とし、配偶者の相続分を引き上げることにより、妻の地位の實質的向上を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、配偶者の相続順位に関する改正であります。

現行法のもとでは、血族相続人として、第一に子とその代襲相続人、第二に直系尊属、第三に兄弟姉妹とその代襲相続人という順位があり、これら血族相続人と並んで配偶者は常に相続人となると定められていますが、最近では、被相続人と最も密接な家族共同生活をとにした生存配偶者の相続権に対する觀念も改まり、生存配偶者は、相続上第一位の相続人として重視し、血族であるというだけで相続人となり得る親等の遠い非家族構成員に優先させることが新しい相続法の傾向に合致するものと考えられるに至つてゐるのであります。

そこで、被相続人の兄弟姉妹は、相続人である被相続人の配偶者、子及び直系尊属がない場合に相続人となることとし、配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とすることとしたしております。

第二は、配偶者の相続分に関する改正であります。

現行法のもとでは、妻の法定相続分は、子と共同相続する場合は三分の一、直系尊属と共同相続する場合は二分の一と定められてゐるのであります。戦後相続法が改正された当時に比べ現在は家族構成が大きく変化しており、妻の相続分が子一人の相続分より少なくなるなど配偶者相続分に

ついて不合理な結果をもたらす、妻の地位の保護にも欠け、實質上不平等を生ぜしめてゐると思へられるのであります。

そこで、配偶者が被相続人の子または直系尊属と共同相続人となる場合における配偶者の相続分をそれぞれ二分の一または三分の二に引き上げることとしたしております。

以上が民法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御可決されますようお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(田代富士男君) 速記を起こしてください。

○委員長(田代富士男君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から両法案の趣旨説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。

そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給を増額することとしたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしたしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和五十一年四月一日にさかのぼって適用することとしたしております。
以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいようお願いいたします。
○委員長(田代富士男君) 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

す。

○委員長(田代富士男君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 それでは私からまずこの間から非常に大きな話題を呼んでおります京都府裁判所判事補鬼頭氏に關連する問題についてお尋ねしたいと思ひます。

まず、法務大臣にお伺ひしたいと思うわけでございます。このような現職裁判官が総理に電話をかけたか否かという問題は別の問題といたしまして、非常に私どもの常識を乗り越えたとしてもない事柄が現実に起こっているわけでございしますが、この件につきまして、先般ロッキード対策特別委員会が総理がおおむね電話の件は認められ、そしてその件について厳重に法務大臣に捜査を依頼したというふうな御答弁があったと聞いているわけでございますが、その後の経過について概略大臣から御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(稻葉修君) 参議院ロッキード問題調査特別委員会がたゞいま佐々木委員の述べられたような質疑がございました。これに対し総理からも答弁があり、また委員から法務大臣に対して厳重に調査すべき問題であるという御意見がありましたので、刑事局長を通じて、その旨檢察庁側に厳重に捜査されるよう申し入れを致したところ、たゞいま裁判官の身分を持っている人だと言われているので、電話の主がですね、新聞等では、それで最高裁で直ちに調査に乗り出されましたから、その最高裁の調査を待つて犯罪の捜査の必要があると認定すれば捜査に乗り出す。こういうことの報告を受けております。

○佐々木静子君 犯罪の容疑があれば捜査に乗り出す。そうするとまだ捜査には着手しておられないということでございますか。

○国務大臣(稻葉修君) 最高裁判所の調査の結果等をも待つて捜査には乗り出すべきものというふうに判断をしているようでございます。

第三部

法務委員会會議録第四号

昭和五十一年十月二十六日【参議院】

○佐々木静子君 さらに法務大臣に伺ひたいのですが、これは三木総理が電話を受けたと、細かいことはともかくとして、このような応対を一時間ぐらいたったという趣旨の答弁を特別委員会ではいられるわけですが、その事柄についてはこれは法務省とすると確認はしておられるわけですか。

○国務大臣(稻葉修君) 確認をしております。

○佐々木静子君 いつどのような方法で確認なされたわけですか。

○国務大臣(稻葉修君) 確實にこれは重要な問題があるなど、だから徹底的にこれは背後関係等についても調べなければいかぬなど、こういう気になりましたのは読売新聞報道があつてからのことでございます。しかし、その前には全然そういう電話のあつたことを総理から聞かなかつたかという、聞いた覚えがあるのですね。聞いた覚えがあるものでも、私の経験でいろいろな電話があるものでも、そんなものを余り気になさる方がいいのじゃないですか、内容などはどういふことを聞いてきて、自分はどう答えたかというようなことは全然私は聞きませんでね、そういう答えをした、そういう記憶はあるのです。しかし、新聞に出てくる内容は重要なことですから、重大なことですから、事はなまやさしいことではありませんが、これは徹底的に調査しないといかぬなど、こういう気になりましたのは読売新聞に出て以後のことです。

○佐々木静子君 これはよくあること、政治家の、特に大臣のところなどにはにせ電話というものもよくかかってくるのじゃないかというふうに思ひますけれども、検事総長の名前をかたてのにせ電話だということもよくあることなんでしょうか。

○国務大臣(稻葉修君) 私のところへ検事総長の名をかたてて電話をしてきてもすぐわかりますから、そんなことは全然ありません。ただ、総理大臣の場合は検事総長の声を全然知りませんから、総理大臣なら応対するだろうと思つてかけたのじゃないでしょうか。しかし、それにしても総

理大臣としては検事総長から直接電話なんかかかるわけはないのだから、その応対を、委員会が御注意があつたような応対の仕方をするべきだつたかもしれない。ただ、この間、この前のロッキード委員会の質問に対しては総理は、いやそれは途中でわかつた、そんなことは、検事総長でないということとは、聞いていた内容がおかしいからと思つたのでしよう、指揮権の発動を促すような内容ですから。それでこれはにせだといふことがわかつたけれども、その背後関係とは一体どういふやつが自分にそんなことを促して言質でもつて問題にしようとしているのか探つてみたいという気持ちになつて長々やつた、こんなことを言つておられたら、委員会では、私、直接二人でそういうことを伺つたのじゃないのですけれどもね。

○佐々木静子君 その点についてはまた後で時間があつたらお尋ねすることといたしまして、最高裁に伺ひますが、最高裁がこの十月二十二日、京都府裁判所の山内所長を同日、問題の鬼頭判事補と合せて、この事件の内容について聴取されたといふふうなことが報道されているのですけれども、これは事実ですか。どういふ経過で、どういふ事実の聴取があつたか。また、どういふことから京都地裁の所長が当該裁判官から事実を聴取するようになったのか、経過を述べていただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) たゞいまお尋ねの事件に直接関係がございせんが、御承知の二十一日の朝日の朝刊で、例の網走刑務所の問題の記事が報道されました。これも御承知のように、その朝日新聞の報道には裁判官といふこととありましたが、それがだれであるかといふことの記載はなかつたわけでございます。その日のうちに共産党の衆議院の諫言議員から、あの裁判官は鬼頭判事補である、したがつて調査されたいといふことがございしました。そこで私もといたしましては、大阪高裁を通じて京都地裁の山内所長に対して、鬼頭判事補からその件の

事情聴取を指示をしたわけでございます。ところが翌二十二日になりました……失礼いたしました。二十一日の日は同裁判官に対する事情聴取は結局行われなかつたようでございますが、そのまゝ二十二日になりました。二十一日の朝のたゞいま御指摘の読売新聞に御指摘の事件が出たわけでございます。どうも大変失礼いたしました。二十一日の日に所長に事情聴取を命じて、現実に同日の日にその網走の件につきまして所長から事情聴取を行ひまして、この日は余り時間がなかつたようでございますが、結局、その裁判官といふのは自分であるといふ事実を認めたという報告をいただいたわけでございます。翌二十二日になりました。読売新聞の朝刊で、いま御指摘のいゝゆるにせ電話事件の報道がなされて、これは鬼頭判事補といふはつきり名指しの記事であつたわけでございます。そこで二十二日の朝、早速重ねてこの事件も事情聴取をするようにという指示をいたしました。翌二十三日の土曜日には直接最高裁判所に出てくるように指示いたしました。本人から翌二十三日の土曜日にはこちらに上京するといふ返事をもらつたわけでございます。一方、事務総局の中に急遽矢口事務次長を委員長とする調査委員会を設置しまして調査を開始したような経過でございます。

○佐々木静子君 京都地裁の所長は、そうすると最高裁からの依頼により事情聴取をしたといふふうに承つたらしいわけですか。京都地裁の所長が鬼頭判事補に事情聴取した根拠、それからその時間ですね、二回にわたつていゝると伺ひましたがその時間、それから場所などを御説明いただきたいのです。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 二十一日の網走関係の事件につきましては的確に記憶しておりませんが、余り長時間でなかつたかと思ひます。それから二十一日の朝日の報道につきましては、先ほど申し上げましたように、裁判官の名前が出ておりませんし、私も承知してないような事実でございましたので、当然京都の所長

も、京都の裁判所の鬼頭判事補であるということなどはゆめ思われなかつただろうと思います。先ほど申し上げましたような情報といいますが、話がいよいよ上りまして、最高裁から大阪高裁を通じて京都地裁の所長に指示したわけでございます。で、二十二日になりました、本人は当然二十二日も事情聴取を受けるという予定になっていたと思いますが、ただいまの電話の事件のこともありますが、二十二日の午前中、所長官舎で所長から事情聴取を行ったというふうなきさつでございます。

○佐々木静子君 そうすると、二十一日の新聞で某判事補として報道され、しかも同日衆議院の法務委員会でも名前が出されるまで、追及されるまで最高裁は鬼頭判事補のことは全然知らなかつたわけなのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど申し上げましたように、二十一日の昼ごろ諫山議員からお電話をいただいたわけでございます。その二十一日の昼ごろまでは私もいたしまして、これはこの事件の裁判官、この事件のいわば主体が鬼頭判事補であるということは存じなかつたわけでございます。

○佐々木静子君 そうすると、国会議員からの連絡で初めて鬼頭判事補の問題を知ったと、京都地裁の所長も初めて知ったと、そのように承っているわけですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 抑せのとおりでございます。

○佐々木静子君 最高裁での聴取というのは二十三日からですね。これは大分新聞で報道されておりますけれども、現実には聴取に当たったのはどうなつたのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 私、勝美と私のところの調査課長の泉徳治でございます。○佐々木静子君 新聞報道によると、これは非常に、時間が九時間ほどかかっているとお聞きします。間にどういふ話があつたのか。私も二十二日の新聞で見ることも余り新しい事柄が出てきて

おらない。むしろ電話をかけたのは自分ではないというふうな弁解が出てきている。これは一体九時間という話をしていたらいいのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その日の事情聴取の時間は私の計算では大体七時間間というふうに承知しております。その七時間間に何を調査したかというお尋ねでございますが、当然のことでございますけれども、網走の關係、それから電話の關係と二つに分けて相次いで聴取したわけでございますが、結論的に申しますと、新聞で報道された事実のうちのいわば最も重要と思われるような点、たとえば網走の事件につきましましては資料をよそに見せたか、あるいは流したかという点につきましては全然ないというところでございます。それから電話の事件については絶対に自分はそのような電話をしていない、問題になっておりますテープの音声の主は自分ではないというところでございまして、本来両事件とも私もどうしては最もウエートを置いて、いわば知らなければならぬ事項について結局はいわば言ってもらえなかつたというふうなことがございまして、まあいわば長時間を要したというふうな経過がございます。なお私もこの調査の出発はもう新聞報道だけでございまして、新聞報道をもとにいたしまして一つ一つ聞いていたわけでございます。

なお各紙とも、鬼頭判事補にまつる両事件とは違つたいろいろなケースにつきまして、たとえば田中事務所に電話をしたとか、名刺を持って訪問したとか、いろいろな報道がなされておりましたので、それらの報道された各事実についても逐一事情を聴取したような次第でございます。

○佐々木静子君 そのうち本人は、そうすると網走刑務所の例の宮本氏の身分帳を閲覧したのは自分であるというところは認められておられます。それから電話についてはテープを読売新聞社に持ち込んだことは、これは認めたわけでございますね。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 前段についてはまさにそのとおりでございます。後段につ

きましてはまあ持ち込んだということが当たるかどうかでございますが、読売新聞と接触をしたことは必ずしも認めておりません。

○佐々木静子君 接触したというのは非常に抽象的な言い方ですけれども、どういふふうに認めたわけなのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 実は新聞でも御承知かと存じますが、昨日臨時裁判官會議がございまして、私の方からその間の調査の経緯とともに私も私どもが調査いたしましたものの時点でまとめ上げた事実というものを報告いたしましたわけでございますが、大略次のようなことを報告いたしました次第でございます。

先ほど申し上げましたが、自分が三木総理に電話したと報道されているが、このような電話をしたことは、しかし次のような事情がある、八月上旬の終わりが中旬に問題の電話を録音したテープのあることをかねてから親しい人から聞かされ、そのさわり部分だけを聞いた、テープのあることをかねてから知り合ひの読売の人と話をして、そのときは公表されても仕方がないと考へていた、その読売の人はぜひ一度聞きたいと言ひ、テープを聞く日時、場所を設定した、けれども別の親しい人が内容が重大過ぎる、公表されれば検察庁のロッキード事件の捜査の妨害になると自分に忠告があつたので、これは公表すべきでないという考へに変わった、これは公表すべきでないという考へに変わった、しかし自分の読売の方に對する話がかうでないことを証明するため読売の人に聞かせることにした、自分はさきの理由を言つて記事にしないことを申し入れ、結論的に両者の間で記事にしないとの合意ができた、で、約束どおり読売の人にテープを聞かしたが、その内容はメモをとつていたというのが事実裁判官會議に私どもが事情聴取した結果として報告した内容でございます。

なお先ほど申し上げましたが、テープの音声の主は自分ではない、だれの声であるかは思ひ当たらない、それからテープの存在を教へてくれた人それから公表しない方がいいというふうな自分に

忠告してくれた人の名前はいずれも言えない、問題のテープは現在廃棄されたといひ、まゝあつたというふうなことでございまして。

○佐々木静子君 おおむねわかりましたが、その報告書で、国民がこれだけ関心を持っていることですから、それを法務委員会にも事情聴取の結果としてどういふものを出しているかということを出していただきたいと思います。よろしくございませう。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判官會議には私から口頭で御説明申し上げた次第でございますが、ただいまのことを要旨にして差し上げることにいたします。

○佐々木静子君 これは最初はテープの音声とテープを貸した人間とが同一人であるかのごとき言動だつたのじゃないのですか。それがいつの間にか別の人になつたという話に変わった、そういうふうな新聞の報道では聞いていたのですが、その経過はどうなのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 私どもといひましては、当初から先ほど申し上げましたように新聞報道を前提として本人にその間の事情を聞いたわけでございますが、結局私が先ほど申し上げたようなことであるというところで、いわゆる同一人説については全く否認をしておつたわけでございます。

○佐々木静子君 これは同一人じゃなければ、当然テープの提供者はだれであるかというふうなことをいろいろとお尋ねになつたと思つたのですけれども、そのやりとりなり、それはどういふことだつたのですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど冒頭に申し上げましたように当然のことですが、もし鬼頭判事補の供述のようなことであれば、だれから提供を受けたのか、テープの音声の主はだれなのかということも最も重要なことであります。当然のことでございますが、私もどういふことではそのところを繰り返して尋ねたわけでございますが、結局答えを得られなかつたというよりも、

その人の名は言えないということ一点張りであつたわけでございます。

○佐々木静子君 これはあなたが調べになる権限というふうなもの、これも伺いたいと思つてゐるのですけれども、少なくとも強制力はないと思つたので、無理やりに言わすというわけにはこれは実際上まいらぬと、法律上まいらぬかもしませんが、と思つたのですけれども、しかしこれは国民ははたから見ると非常に歯がゆい感じがしてゐるわけですね、何一つ聞き出せておらぬじやないかと、一体この問何をしていられたのかというふうな思われて仕方ないのですけれども、その背後関係としていろいろな人の名前がは出ましたか、あなたの方からお尋ねになるについて。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) それも繰り返して恐縮でございますが、私どもの尋ね方といたしまして、あくまでも新聞報道に出てゐる事実を前提にして尋ねる方法をとりました。で、ある新聞の報道に具体的な名前の方が出ておつたように思ひますので、その点についても尋ねました。

○佐々木静子君 飯守元虎児島地裁所長のことなどが、かなり彼がその方と云つてゐる方に該当するのではなからうかというのがこれは一般の国民の声なのですけれども、そういう点についてもかなり突っ込んだ質問をしておられますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 仰せのとおりでございます。

○佐々木静子君 ほかにどういふ人の名前が出てゐるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 私のたゞいまの記憶で、あと新聞報道として、いわば背後の人でないかという点についてはなかつたのではないかというふうに思ひます。それで、先ほど名前をお挙げになつた方についてももちろん聞きまして、そのほかにもうないのかという趣旨のことは当然尋ねております。

○佐々木静子君 なかつたかと思ひますとおつしやるけれどもね、人事局長、調べたのはこの間

ですよ。これが三年も五年も前の取り調べについて検察官に証人に出てもらつたときならば、どう言つたかどう言つたかということになるとなかなか記憶を喚起するのは大変かしらなければいけません。でも、もしも喚起が悪いとすれば、それは新聞に出てゐることだけだつたら七時間もしゃべりやうがないでしょう。もう少し名前が出てゐたのじやないですか、どうなのですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 新聞は全部切り抜きをここに持つてきておりますが、絶対の確信がなかつたので先ほどそう申し上げたのであります。なかつたはずでございます。

○佐々木静子君 次にまた、きのうの裁判官会議で、ちよつと話が飛びますが、引き続き聴取をするというふうな事になつたというふうな新聞でちよつと見てゐるのですけれども、やっぱりそういう状態のですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) さきに御批判がございましたように、私どもがこの席上で御報告申し上げたことは、結局新聞報道からいへば重要な点がずいぶん後退してゐることでございませう。私が先ほど申し上げたことはあるいは真相にほど遠いものなのかもしれません。私どもといたしましてはできるだけ調査をいたすつもりでございます。まだまだ調査未了ということでございます。必要があればまた本人に来てもらつて事情を聴取するなり、周辺のいろいろなことを私どものできる限りのことをやりたいということとを裁判官会議にも申し上げましたし、裁判官会議からもそういうふうな御指示をいただいたわけでございます。

○佐々木静子君 これは勝見局長ももちろん裁判官も長くなつており法務省にもおられた方ですから、そんなこと言うまでもないことですが、それから、人を調べるのに相当の知識をいろいろ持たないといふのは、外からいろいろな事実関係をつかんで、こゝではないのか、あゝではないのかと突いていかなければ、そんなことは人を調べる

常道じやないですか。あなたのようなお話だとすると、新聞は彼も読んでゐるわけですよ。その読んでゐる者同士が話をしたところで、それは何も出てこないのはあたりまえのことじやないですか。どういふわけか、そういうことをな

さつてゐるのですか。裁判の方で定めなら、やはり検察庁の方へ、早く捜査関係の手にゆだねるとか、いろいろな方法があると思つたのですけれども、一体、この新聞記事というのは両方とも読んでゐるわけですからね、その中の範囲内で話をしたつて出てくるはずはないでしょう。そのあたりどう考

へてゐられるのですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) この報道が出ましたのは先ほど申し上げましたように二十二日でございます。本人に上京を求めましたのは二十三日でございます。また、この事件の性質上、仰せの外からのいろいろなデータ収集ということにつきましては、私ども結局はそういうものを得られないまま二十三日のいわば事情聴取に入つたような次第でございます。もちろんこの調査の結果につきましては、いま佐々木委員御指摘のような御批判は当然あるかと存じますけれども、私どもとしてはとにかくできるだけのことをやりたいといふふうに考えております。

それから、捜査との関係でございますが、私ども事情聴取を行いましたのは、あくまでも司法行政の、いわば裁判所の一職員としての鬼頭判事補に対するいろいろ身分上の問題に関連する事項として、司法行政の一環として調査してゐるわけでございます。捜査の方は先ほど大臣からのお話があつたような状況にあるようでございますが、私どもといたしましては、この時点でこの事案の調査を打ち切つて捜査機関にお任せするということとを考へてはおりません。なお調査を重ねまして、あるいはどうしても私どもの力が及ばず、真相が――まあ真相と言ひますと先ほど申し上げたような点でございますが、かもしませんが、できるだけの努力はいたすつもりでおるわけでございます。

○佐々木静子君 できるだけ努力をするといふて何一つ努力してないじやないですか。そんな新聞のことだけで聞いたら、そんなものはいくらも答へるはずないですよ、相手は否認してゐるのですから。あなたは総理にこの事実関係、この事件では、いまも話をしていたのですけれども、この電話では鬼頭判事補は自分しかけてないと言つたのであれば、はっきりしてゐる人間はこの電話に應對した総理しかいないのですから、まず総理から固めなければ事実調べはできないわけですから、総理から事実の確認はきつちりとつていら

れますか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) この点につきましては、確かにそのとおりだと存じます。ただ鬼頭判事補本人も自分の声ではないということとを主張してゐるわけですが、新聞報道によりまして、記者会見の席上で自分の声はこのようにテレビの前で報道され、総理も恐らく聞いておられるだろう。それで同じなら同じだとおっしゃるはずであるといふふうなことを言つておりました。が、私どもといたしましては、総理がこの電話の

声についてどういふふうな言つて、考へておられるかにつきまして、場合によってはあるいは総理にしかるべき機関を通じてお伺ひすることも考へられるところでございます。なお、このテープの問題につきましては、読売新聞社が最も密接な当事者といひますが、関係しておられるわけでございます。今日の午前中矢口次長から読売新聞社に対して調査に対する協力依頼をいたしております。相手がプレスのごときでございますし、いろいろ情報源の問題とかその他のいろいろな問題があるかと思ひます。どの程度の調査の協力をいただけるか、ただいまお答えを待つてゐるような状態にあるわけでございます。

○佐々木静子君 御指摘のとおりというのは総理に確認してないということでしょう、そうすね。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) そのとおりでございます。

○佐々木静子君 この矢口次長から読売新聞社へ

の問い合わせ、テープのテープです。あるいはテープそのものか、テープの複製は読売新聞社に存在するという返事でしたか、存在しないという返事でしたか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 先ほど申し上げましたように、読売新聞社に対しては協力方を依頼した段階でございます。

○佐々木静子君 そういふふうにもどろっこしく持つて回った言い方を裁判官の權威のようについていふしやうな感じがしないけれども、テープが存在するか存在しないか、あるいはテープの写しがあるのかないのか、これがこの問題の大きなポイントじゃないですか。それをまず聞くのがあたりまえじゃないですか。ごまかさずに答弁なさい。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) まさにテープの存在が、まだテープが存在しているかどうか、存在しているとすればどこにあるのかという点についてはまた重要な点の一つであらうと私も考えております。読売新聞社に対して、きょう協力方をお願いいたしましたのは、そういうことも当然含めての依頼というふうに御認識いただきたいと思います。

○佐々木静子君 依頼したことはわかりました。その返事はどうだったかということをごさきから聞いておるのです。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) ただいま私はまだ御返事をいただいたという報告に接していません。

○佐々木静子君 それでは矢口さんの方へ電話をかけてこの委員会私の質問は五時までですから、返事をもらってくださいよろしいですね。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) すぐ電話して報告を求めます。

○佐々木静子君 これは人事局長もいろいろ御努力なさっている点には私も認めるわけですから、いままでの裁判官がこれほど大きな話題になる問題は少ないけれども、いろいろと不祥事件というものがこれは大勢の裁判官の中から起こつ

ている。しかし、この問題を契機として私のところへも実に何十人と言つていくらいの弁護士さんあるいは一般の方から裁判官に対して最高裁はかばうことばかりかかっていると、いままでの経過で、これはいままでの経過から言つて、今度もこれは最高裁の事情聴取というものは証拠隠滅ではないか、そういう疑念の目が特に弁護士会の中ではないか、非常に強いわけですね。もうちょっと持つて回つたような言い方をしないでほしい感じがするわけですね。たとえば申し上げますと、余りブライベートなことは言いたくないですけども、この鬼頭判事補、彼が名古屋の地裁の判事補のときに、そこへ来た女性の修習生と同棲生活をしていて、あるいは名古屋地裁のまた別の裁判所の職員とかかなり深い関係を持つていて、そういう事柄について、これは部外者でもないわけですから、ほかの民間会社の課長と深い関係にあったと、私の知っているのは三つですけれども、名古屋時代は、まだ次のところは順番にありますが、その婦人の司法修習生から最高裁へその問題について上申を出した。あるいは女性の裁判所の職員からこの問題について最高裁の人事局へ上申を出した。それは事実ですね。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 恐らく佐々木委員御指摘の女性の方だろうと思いますが、そういういわば上申書といふか、封書をいただいたことはございます。

○佐々木静子君 まあ鬼頭を通じて御本人からも伺つたのですけれども、そのときの最高裁の扱い方というものは、これは当該裁判官をかばうことばかりで、この間のあなたに質問しましたけれども、男が命をかける司法の世界へ女を入れるのはけしからぬというような発言と同じ姿勢で、その婦人の修習生に対しては、かえって婦人の修習生の方が悪いというふうな断定で、その当該裁判官をかばつた。そのように、ともかくいまの最高裁の人事局のやり方というものは、非常に裁判官を

かばうことばかりにかかっている。むろん仲間内だからこれは何とかしてかばつてやりたいけれども、やりたいという親心はわかりますけれども、しかしそういうふうな事実の積み重ねの前で、人事局長が真相究明の何だの言つたつて国民は全然信用しておりません。どういふ調べをされたのですか、証拠隠滅をその間やつていらつしたのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理人(勝見嘉美君) 仰せのような疑念を抱かれていますというところについては、全くそのようなことはございません。ただどういふことをもつてそのような評価がなされているかについては思い当たる節はございませんが、私もどういふことを追及しては、あくまでも真相は何かというところを追及しては、つもりでございます。

○佐々木静子君 あなたが人事局長でなかったらその第三者の返事でもいいたけれども、なかつたようでございます。それは最高裁のいまの姿勢から考えてもなかつたようでございます。これはまた後で実はこの当該裁判官ばかりじゃない。いろいろな問題があるわけなので、逐次また当委員会でお出ししていきたいと私は考えておりますが、しかし最高裁の人事局があくまでそういう姿勢を固執される。結局、司法の独立とか裁判官の独立を尊重しなければなら

ないという美名のもとに、独立そのものではない独善をいままで許してきておる。裁判官というものは治外法権である、私も国民からのこの鬼頭判事補だって、これは普通の常識から考えても突拍子もないことですよ。そういうことをやるような人間を育ててきておる。私はこれは最高裁の姿勢の重大な問題だと思ふわけなんです。独立という名前でも余り干渉しない方がいい、甘やかす、そして全然そういう素質でない人も中にはいるでしょうけれども、多少ともそういう素質のある人はこの振幅が非常に大きくなって、全く自分だけ治外法権、何をやつてもいいというふうな鬼頭判事補の言つてゐるのを見て、これは私も先般大阪弁護士会の何人もの弁護士がこれは異口同音に、もう期せずして出てきた言葉が一番最初に、ああこのぐらゐの変つたことをやるような裁判官は大分いろいろのぐらゐの発言だつたわけなんです。このぐらゐの変つた人間がかなりいる。たまたまこれがロッキード問題で表に出たけれども、全く何をかすかわからないという裁判官、それを司法の独立という名前でもいふ人事局が、それはたの人間を切つて捨て、はたの者が悪いのだ、裁判官は正しいのだ、常に正しいのだということをやつてきた、そこら辺に非常に問題があると思ひます。まあ人事局長はいま問題あるとおっしゃらぬでしょう。しかしそういう態度を続けていらつしやる限り、これは裁判不信というものは、この鬼頭判事補のことによる裁判不信よりも、今度のことに於ける最高裁の処置を国民から見ても、私が非常に大きなウェイトを占めてゐるのじゃないかと思ふ。その点のように事務総長考えられますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ただいま佐々木委員からいろいろおしかりを受けまして、本件に関する限り、いかようにおしかりを受けましようとも、私も弁解の言葉のない次第でございます。裁判官の独立が独善であつてはならないこと、また裁判官を甘やかしてはなら

ないという美名のもとに、独立そのものではない独善をいままで許してきておる。裁判官というものは治外法権である、私も国民からのこの鬼頭判事補だって、これは普通の常識から考えても突拍子もないことですよ。そういうことをやるような人間を育ててきておる。私はこれは最高裁の姿勢の重大な問題だと思ふわけなんです。独立という名前でも余り干渉しない方がいい、甘やかす、そして全然そういう素質でない人も中にはいるでしょうけれども、多少ともそういう素質のある人はこの振幅が非常に大きくなって、全く自分だけ治外法権、何をやつてもいいというふうな鬼頭判事補の言つてゐるのを見て、これは私も先般大阪弁護士会の何人もの弁護士がこれは異口同音に、もう期せずして出てきた言葉が一番最初に、ああこのぐらゐの変つたことをやるような裁判官は大分いろいろのぐらゐの発言だつたわけなんです。このぐらゐの変つた人間がかなりいる。たまたまこれがロッキード問題で表に出たけれども、全く何をかすかわからないという裁判官、それを司法の独立という名前でもいふ人事局が、それはたの人間を切つて捨て、はたの者が悪いのだ、裁判官は正しいのだ、常に正しいのだということをやつてきた、そこら辺に非常に問題があると思ひます。まあ人事局長はいま問題あるとおっしゃらぬでしょう。しかしそういう態度を続けていらつしやる限り、これは裁判不信というものは、この鬼頭判事補のことによる裁判不信よりも、今度のことに於ける最高裁の処置を国民から見ても、私が非常に大きなウェイトを占めてゐるのじゃないかと思ふ。その点のように事務総長考えられますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ただいま佐々木委員からいろいろおしかりを受けまして、本件に関する限り、いかようにおしかりを受けましようとも、私も弁解の言葉のない次第でございます。裁判官の独立が独善であつてはならないこと、また裁判官を甘やかしてはなら

ないという美名のもとに、独立そのものではない独善をいままで許してきておる。裁判官というものは治外法権である、私も国民からのこの鬼頭判事補だって、これは普通の常識から考えても突拍子もないことですよ。そういうことをやるような人間を育ててきておる。私はこれは最高裁の姿勢の重大な問題だと思ふわけなんです。独立という名前でも余り干渉しない方がいい、甘やかす、そして全然そういう素質でない人も中にはいるでしょうけれども、多少ともそういう素質のある人はこの振幅が非常に大きくなって、全く自分だけ治外法権、何をやつてもいいというふうな鬼頭判事補の言つてゐるのを見て、これは私も先般大阪弁護士会の何人もの弁護士がこれは異口同音に、もう期せずして出てきた言葉が一番最初に、ああこのぐらゐの変つたことをやるような裁判官は大分いろいろのぐらゐの発言だつたわけなんです。このぐらゐの変つた人間がかなりいる。たまたまこれがロッキード問題で表に出たけれども、全く何をかすかわからないという裁判官、それを司法の独立という名前でもいふ人事局が、それはたの人間を切つて捨て、はたの者が悪いのだ、裁判官は正しいのだ、常に正しいのだということをやつてきた、そこら辺に非常に問題があると思ひます。まあ人事局長はいま問題あるとおっしゃらぬでしょう。しかしそういう態度を続けていらつしやる限り、これは裁判不信というものは、この鬼頭判事補のことによる裁判不信よりも、今度のことに於ける最高裁の処置を国民から見ても、私が非常に大きなウェイトを占めてゐるのじゃないかと思ふ。その点のように事務総長考えられますか。

いこと、まことに説のとおりでございまして、われわれもかねてからさように考えておるわけではございまして、まあ何と申しまして裁判官にはやはり身分保障、裁判の独立というものがございまして、余りにわれわれが立ち入って干渉と申しますか、注意と申しますか、そういうことをいたしますことも行き過ぎになりましては、また恐らく佐々木委員からおしかりを受けるというやうな面も出てまいりではないか、その辺の兼ね合いが大変むずかしいところでございまして。しかしながら基本的な考え方において、私全く佐々木委員のたゞいまのお話と同感でございまして。

なお、本件の処理につきまして、私自身も人事局長の事実調査の報告を聞いておりまして、このままこれが真相であるというふうな信用するには何かまだ割り切れないものがある、そういうことで再調査を調査の途中にも命じたりいたしましたことも、かなり時間をかけた一つの要素になつておるわけではございまして、私直接その衝に当たつておりませんのはつきりいたしませんけれども、いろいろ付随的な発言等が多かつたりして、時間を要した面もあるようでございます。

そこで先ほど来人事局長から答弁いたしておりますように読売新聞社の協力その他周りの方をもう少し固めまして、その上で鬼頭本人の再尋問、再調査ということになれば、たゞいまの状況よりはもう少しはつきりするものが出てまいるのじやないか、かように考えておるわけでございます、その点につきまして佐々木委員のお話のとおり考えておるわけでございます。

○佐々木静子君 事務総長の御答弁にあつたように是非国民の、それこそ信頼にこたえる聴取、調べ、あるいはこの問題に対する対応というものを最高裁がやらなければ司法権に対する侵害というものは、これはもう取り返しのつかない大変なことになると私は思っているわけなんです。で、この間からの調査、聴取を一生懸命やつていらつじやうだけれども、非常に見えていて歯がゆい、これなぞ捜査権力が動かないのかというふうな気

持ちがするのですが、検察庁の方はいまだのやうなことをしていられるのか。主としてこれは検察の捜査の常道という、背後関係から固めていかなければ、周辺から固めていかなければ捜査にならぬと思うのですが、事実上どのような罪名でどのような事柄をいま調べておられるのか、お述べいただきたい。

○説明員(石山陽君) 検察庁の捜査関係につきましては、たゞいま佐々木委員御指摘のとおり、捜査の常道と申しますれば、いきなり直接本人から聞く場合もありましようが、多くの場合には周辺的な事情からいろいろと事情聴取あるいはその他の方法により証拠固めをし、いかなる容疑があるかを決定した上で本格的な捜査に入るというのが順当だと思ひます。その意味におきまして、検察庁はとりえず先ほど大臣からも申し上げましたやうに、本件つまりロッキード関係のにせ電話事件につきましては、最高検から東京地検の方に捜査の検討の方の指示があり、現在東京地検においては捜査のこれからの方針、それから周辺事情をどうやって捜査するかというふうな点について方針を固めつつあるやに聞いている段階でございます。

○佐々木静子君 適用罪名とすると、いまのところどういふ線で調べていられるわけですか。

○説明員(石山陽君) 本件はたゞいままでのところ、新聞報道等で伝えられます話では、それぞれの当事者の話がいろいろ食い違つております。表現は悪いのでございまして、芥川竜之介の載の中みみたいな表現になっておりますので、これらにつきましましては、それぞどのような事実関係からどのような被疑事実を想定するかという点につきましましては、今後もう少し周辺事実、たゞいまさつかく最高裁事務総局、あるいはその余の関係につきましてもわれわれの方で調べている点がございまして、そのらの調査結果を合わせましたところ、どのようにならぬかを決定し、本格的な捜査に入るかということを検討する段階だと思ひます。たゞいまのところ、どういふ罪名がすでに成立し

ているかどうかという問題につきましては、ちよつと申し上げかねる次第でございまして。

○佐々木静子君 わかつてはる罪名はそうすると一つもないわけですか、罪名不詳ということでは調べていられるわけですか。

○説明員(石山陽君) 一般論をいたしましては、先日のロッキード特別委員会等におきまして、私どもの方からも御説明も申しましたやうに、新聞報道等でもすでに伝えられましたとおり、軽犯罪法に言ひます官名詐称というやうなことも当てはまる余地があるのではないかとやうな観点に ついても調査しているやに聞いております。

○佐々木静子君 この鬼頭判事補の身柄ですけれども、もちろんそういう軽犯罪法の容疑ぐらひではこれは身柄の拘束などということは不可能だと思ひますが、いまだどういふ状態になつておるわけですか。これは私ども、伝えられるやうに大きな権力の陰謀の中に巻き込まれておる人間とすると、また逆に鬼頭判事補の身柄というものも非常に憂慮される状態に置かれておるのではないかと、そのあたり公安当局とするとどのような手を打つておられるのですか。

○説明員(石山陽君) いま先生御指摘のとおり、軽犯罪法と申しますと拘留または科料という罪でございまして、氏名、住所等が明らかにならぬ限りは直ちに逮捕できないということでございますので、仮に鬼頭判事補の事件が軽犯罪法違反に当たるといたしましても、いわゆる強制捜査を直ちに本人の身辺に加えることはできないことになつておるわけでございます。したがひまして、現在の段階におきましては、仮にそれらの事実につきましまして、その事実だけしか当てはまらないといふことになりますれば、私どもは任意捜査を原則としてやらざるを得ないということにならざるを得ないと思ひます。その辺の、したがいまして本人が任意に出頭するといふことは、逆を言ひますと行動の自由につきましましては本人自身が享有をしておられることでございまして、私どもは関心はございまして、検察が今後その辺につきま

してどのように本人の供述あるいはその他につきまして捜査上必要な身辺の保護を含めた警戒をなしているかどうかという点につきましましては、警察の判断に任せざるを得ないというやうに現段階では考えております。

○佐々木静子君 これは業務妨害という罪名も考えられるし、あるいは電信電話法違反というやうな罪名も考えられるのじやないか、あるいはこれの被害者を三木総理と考えるならば三木総理の方からの名誉棄損ということも、あるいは検事総長の名誉棄損というやうなことも考えられるし、そのほか国家公務員法違反というやうなことも考えられるのではないかと申しますが、その点はどうなつておるのですか。

○説明員(石山陽君) 一般論をいたしましては、今後事情の聴取あるいはさういつた周辺の調査が進みました結果によりましては、先生御指摘のやうな罪名等が成立する余地について検討する必要が生ずる場合は当然然るものと思ひます。ただ、先生法律家でいらつしやいますからよく御案内のとおり、たとえば証拠隠滅であるとか、あるいは偽計による業務妨害とかいふことにつきましましては、刑法の構成要件上の問題点につきましては、それこれから検討を進めてまいる。何と申しましたもその前提をいたしましては、その具体的事実がどういふ形において行われたかという点をまず確定いたしませんと、それが何の罪名に当たるかの最終判断をいたしかねますので、この点につきましましては検察の方で起訴事実その他につきましまして情報の収集なり捜査の方針を検討ということを待つた上でその成否が論ぜられることになるやうといふやうに考えておることでございまして。

○佐々木静子君 それでは時間がありませんので矯正局長に一言伺ひますが、これは例の網走刑務所に所在する身分帳の問題ですが、私どもも当法務委員会からも、これは別個の方の身分帳ですけれども、国政調査権に基づいて提出していただきたいと以前にお願いしたことがあつてもこれは拒否されておる。また、私も担当した事件ですけれど

も、身分帳について民事事件で裁判所の提出命令をとった場合にも拒否されておるわけなんです。これが単に治安問題についての研究をするというだけの人間になぜ閲覧させたのか、また御丁寧に写真まで撮ることを認め、その上写真のフィルムを巻き直して巻き誤ったから、それをまたゼロックスをとってもう一度刑務所の職員が手伝うとか、全く常識で考えられないのですけれども、そのあたりの調査はどうなっているのですか、簡単に回答いただきたいと思ひます。

○政府委員(石原一彦君) 身分帳につきましては佐々木委員御指摘のとおり、受刑者の刑執行中における経過、身上等につきまして詳細に記録してございまして、人の名譽に関する事項あるいは行刑の処遇に必要な事項、あるいは面会、書信の内容等、行刑当局だけが知り得る事項を含むものでございまして、その内容は秘匿すべきものが多いのでございまして、したがって、秘扱いにしているものでございまして、それが外部に出たという点で私も大臣からも詳細にかつ迅速に調査せよという御指示を受けまして、目下鋭意調査を行つておるところでございまして、何分にも二年以上前のことでもありまして、私も関係者が二人おります。しかも、佐々木委員おわかりのように、すでに鬼頭判事補本人がいろいろ述べているわけでございまして、一つの自白的な供述といひますれば、かえつてそれにとらわれるものゝいかかというところで、先般新聞に出まして直ちに当時の所長を呼びまして、事情を聴取いたしました。昨日米網走の当時の庶務課長であつた者をお呼びしております、本日は両方をお呼びして食ひ違ひあるいは記憶にないところの喚起に努めておるところでございまして、詳細が判明しましたときには御報告申し上げるつもりでございしますが、鋭意調査をいたしておりますので、いましばらく時間をいただきますと存じます。

○佐々木静子君 これはあるいは当委員会にも、また証人として喚問したいという声も出ておるわけでございますけれども、いま御当局で調べられ

ているということでございますが、大体一番急いでどのぐらいの間に調べができるわけですか。

○政府委員(石原一彦君) 当初は網走刑務所だけの問題かと思ひましたところが、途中矯正管区にも口添えを頼んだという新しい事実が出ております。その点につきまして調べておるのでございしますが、鬼頭判事補が口添えを頼んだと思はれる人はまだ記憶がないということでございますし、その方もまた東京から離れたところに在勤いたしておりますので、いつ呼ばうかということを考えておるわけでございまして、全容の解明には私はある程度日時が必要であらうかと思ひますが、明後日の喚問ということもございまして、あるところまで固まつた際には中間報告ができるかという点につきまして、できるだけ早い機会に御報告申し上げるよう努力したいと思つております。

○佐々木静子君 これは事の真相を究明する上で迅速にしたいと思ふわけですね。法務大臣には失礼だけれども、前の中間報告のようなわけのわからぬ中間報告ではちよつと困るわけでございます。この中間報告はすばつと法務行制自身がはつきり全部出てくるように、鋭意早急に努力していただきたいというふうに思ふわけです。

それから、いま鬼頭判事補が辞職の意思を表明していると、これは京都地裁に辞職願ひは出たのですか、出ていないのですか、いまのところ。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) ただいまのところ、京都地裁の所長から辞表が出たという報告に接しております。

○佐々木静子君 実は御承知のように、明日も国会における当裁判官に関する訴追委員会が開催されるわけでございまして、この辞職願ひというものが出た場合、これは事務的にどういふ手続を経て辞職になるのか、あるいはこういう問題でいろいろと裁判所においてもあるいは国会においてもその他のいろいろな機関で調査をしなければならぬという状態のときに、もし辞職願ひが

出た場合にそれを保留することができるとかどうか、そのあたりの事務的なことを説明していただきたいわけですね。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判官の免官願ひが出た場合の手続でございまして、所属の裁判所長に出されまして、さらに高等裁判所を経由して最高裁判所にまいるわけでございします。最高裁判所はその願ひを経由して内閣に送付するような手続に相なるわけでございしますが、その間最高裁判所にその辞職願ひを受理しない権限というものがあつたかどうか、そこにいふやうな実質的な審査を加えて辞表を受理するのが相当でないかと考えた場合に、内閣に経由しない、いわば最高裁判所にとどめおくことができるかどうかという点にありまして、内閣の任免権限とのいわば裏腹の関係にありまして、相当むづかしい解釈問題が出てこようかと思ひます。本件の場合にはたゞいま調査中でございまして、果たしていづれが真相として確定できるか問題がございしますが、確かにこれだけ世間を騒がしたケースでございまして、この点に果たしてどういふふうな処理すべきか、この点に考えておる次第でございします。

○佐々木静子君 もう時間ありませんのであと二問ほど伺ひますと、普通の国家公務員の場合は懲戒免職という手段が残されている。しかし、最高裁の方は、これは辞職願ひが出たのをそのまま取り次ぐだけしか権限がないというふうなことにもしなれば、これは何のために裁判官に対する監督権というものを持っておられるのか、また国会における訴追委員会あるいは弾劾裁判所というものが、これは分が悪くならぬばみなやめてしまふばそれで済むのだから、これでは憲法上規定したところの弾劾裁判所というものに對する規定が全く無意味になつてしまふですね。いま人事局長の話では任命権限は内閣だとおっしゃるけれども、これは私もいままでも毎年毎年裁判官の任官問題について法務委員会でもやつておるわけですよ、そのたび内閣総理大臣とやつていないです

よ、最高裁の当局とやつておるわけですよ。というの、とりもなおさず内閣の任命権限は、これは形式的なことであつて、実質的には最高裁当局が任命しているわけなんです。だからこそここで最高裁と裁判官の任命問題についていつでも議論しているわけですよ。それですから、監督権限を持ち、任命権限を持つておる以上、これをやめさすかやめさせないかの権限も当然これは最高裁が持つべきじゃないかというふうに私は思ひます。これは裁判官が議論を遊んでおる、もう実際の世間から遠ざかつて法律理論ばかりを言つておる、いまの御議論はその典型だと思ひます。これは裏返せば最高裁当局は非常に無責任だと思ひます。これは当該裁判官に対して無責任なんというのじゃなくて、国民に対して無責任だということ。あなた方がこれらの裁判官の監督権限なり任免権限を持つておるということは、これは国民から委託されてやつておるからこそ毎度毎度任命問題なんかについてもここで問題になつておるわけですよ。もしも辞職願ひをそのまゝフリーパス、そうすると、この裁判官はいま給与法案がいよいよ法務大臣もお読みになつて御提案いただいて、私もこれから審議に入るのだけれども、ベースアップになれば退職金までふえますよ、そういうふうな矛盾をどう思つておるのか。その点についてもう少し理屈を言つて、法律の解釈問題をここで論じておるのじゃなくて、国民がもつともだと思ふ回答というものをなさらなくては、これは最高裁はいよいよ国民から笑われ者になるのじゃないか、信頼されたいものになるのじゃないか、その点事務総長に伺ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 佐々木委員のお話まことにございまして、私も全く同感でございまして。裁判官につきましては最高裁判所が実質的に全責任を持つておるわけでございまして、裁判官をどうするか、また、特定の裁判官の処遇をどうするか、あるいは身分をどうするかということにつきましては私どもの全責任にお

いていたと法律論を離れまして考えておるわけでごさいます。本件につきましては私どもはつきりした態度をとって国民の御期待にこたえたいと、かように考えております。

○佐々木静子君 それでは最後に法務大臣、大臣はこの問題の真相の徹底究明ということを国会でいまでもおっしゃっていただいておりますけれども、そういうことについて私も国民もこの問題の真相究明、そして、これからの大臣の直接の御所管でないにしても、司法行政のあり方というふうなものについても深い関心を持っているわけでごさいます。その点について最後に大臣の御所信を述べていただきたいと思います。

○国務大臣(稲葉修君) 身分帳の出たこと、世間に流布されているなどというのではないこと、それからゆゆしい電話事件みたいなことがあつて、そういうものをやつた人間のことはもちろんですけれども、その背景等、真相を究明しなければこれはもう司法の信頼に關することでごさいますし、また、法務省の行刑の重大事件でごさいますから徹底的に調査して、そして国会を通じて国民の前に明らかにしなければ国民の信頼を失う、したがって、先ほど御要求になったような、なるべく迅速にやつて中間報告をせよというなら中間報告もいたしますし、いい中間報告をね。いい中間報告をする。この間の報告は自分で悪いとは思つていませんけれども、それ評価もいろいろあることですから、今度は自分でもいい中間報告だなどと思ひ、皆さん方も、ああ、なるほどいい中間報告だと思ふようなことをして、そして信頼にこたえていかなければならぬ問題であると、重大な問題だと、こういう認識で取り組んでいきたいと思つております。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど佐々木委員から御依頼のありました件につきまして返事がまいっておりますのでお答え申し上げます。本日、編集局長、社会部長に調査一般についての協力を依頼した読売新聞社は、報道機関としての限界はあるが、原則として協力することを了解していただいた、具体的個々の事項についてはこれから両者の間で詰めることにしていくと、以上のような電話で報告が入りましたのでお答え申し上げます。

○佐々木静子君 テープの有無はわからないわけですが、そうすると返事はもらっていないわけですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) この点についてはただいまの報告の中に入っております。○原田立君 京都地裁の鬼頭史郎判事補の問題について質問いたします。

この鬼頭判事補の一連の事件は現職の裁判官が関与していることであり、問題はきわめて重大であります。この問題は司法の威信にかかわることでもあり、このような問題の起こった動機、あるいは背景等を含めた一切の真相究明を徹底的に行うことは当然のこととして、速かに適切な処置を講ずることが肝要であります。すでに佐々木委員からもただいまいろいろと質問されておりますが、事はきわめて重大な問題でありますので、重複する点もあるだろうと思ひますが、率直に明確なる御答弁をいただきたいと思ひます。

まず、最初に今回のにせ電話事件は、一般の国民が裁判官と裁判所に対しての信頼を裏切る行為であり、衝撃的な大事件である、このような不祥事は二度と起こしてはならないことであるし、あつてはならない問題であらうと思ふのであります。その点について法務大臣あるいは最高裁判官がお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) かような事件を絶対に二度と繰り返してはならないと、固く信じております。

○国務大臣(稲葉修君) 勝見人事局長の調査の結果によれば裁判官が直接電話したのでない、こう言つていいというのですが、その点ももう少し徹底的に調べなければいかぬ。もし現職の裁判官がこのロッキードの事件に対してあ

うような内容の電話を総理にしたなんてことになれば、これは裁判所の威信を大に傷つけてどうしようもないことですね。どうかしているのじゃないかと、もし事実ならばね。裁判官があんな電話を総理にしたということが事実であるとすれば、これは話になりません。どうかしている。そんなおかしな裁判官が裁判するようでは国民は非常に不安でしよう。ですから、そういう点については徹底的にこれは究明しなければいかぬ。

私も総理から言われたときはそんな内容でそういう裁判官からなんてという話は全然わからぬわけですね。新聞を見て、裁判官がやつてきたのならこれは重大なことだ、徹底的にこれは調べなければいかぬ、総理も、これ調べましようねえ稲葉君と言ふから、それはもちろん調べなければいけません。それがいいじゃないですか、こう言つて直ちに刑事局長を通じてしつかりやつてもらふようにお願いした。そして、先ほど報告があつたように、いろいろなことを調査をしているというわけでごさいます。

○原田立君 最高裁の調査委員会での調査では一般に報道されている内容と調査結果では事実においてかなりの違いがあるのか、もし違つている点があつたとしたら報告をされたいと思ひます。要するに新聞報道されていることは、調査した結果まさにそのとおりであつたのかあるいは違ふ点があつたのか、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) いわゆるにせ電話事件につきましては、先ほど繰り返して申し上げましたように、読売新聞の最初の報道を私どもの調査の対象として本人にいろいろ尋ねたわけでごさいます。尋ねました結果は先ほど申し上げたとおりでございまして、電話の主、それから読売新聞社に対するいわば接触の仕方等につきては、読売新聞の報道と非常に重要な点において違つております。なお、読売新聞の報道にありますテープの、いわば会話の内容でございしますが、会話の内容につきましては、鬼頭判事補は現在余り覚えていないというふうな答えてございま

したし、その意味でもそういうふうな食い違いはありますが、不十分な供述ということに相なるかと存じます。

○原田立君 このにせ電話事件の取り扱い方に対して、最高裁または法務当局の姿勢に大きな問題があるのじゃないか。この事件については、すでに八月十九日号の週刊新潮に掲載されていること、また今度の十月二十二日の読売新聞夕刊には「ある判事は二十二日未明「あの話」が新聞に出るんだ」と話し、京都「地裁内部の一部では、すでに知られた事件」だったことを「新聞報道されておりますが、これらの点についてどのように掌握されているのか、その点はいかがですか。」

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 週刊新潮の八月十九日号に掲載された記事につきましては、この事件が読売新聞で報道された後に見させていたいただきましたが、当時この週刊新潮の記事について現在新聞報道されているような形での、と申しますと、鬼頭判事補がこの週刊新潮の記事にからんでいふというふうなことは、私ももととしては全然知らなかつたような次第でございします。なお、ただいま後段で御指摘の「あの話」が新聞に出るんだ、というふうなことをある判事が言つたというふうなことでございしますが、実は私もこのような質疑があるというふうなことを聞きましてむしろ驚いていふような次第でございまして、もしその時点においてそのようなことがあつたか否か、また十分に調べさせていた

○原田立君 十分調べていただきたいと思ふのです。新聞に報道されている、まさかやそなど書いてあるわけはないだろうと思ふのです。また、現職の判事がそういうふうなことを言つてびつくりしておつた、言つておつたというふうなことが言われているわけでありまして、この点はいまにしないので後日私としては報告をしていただきたと思ふのです。

それから法務当局に聞きたいのですけれども、法務大臣、八月十九日の週刊新潮、これを見ると

大変中身が非常に詳しく、そうしてやはりなかなか重大な問題ですね、雑誌で報道されたのですけれども、この雑誌で報道されたその時期において法務当局としては何か初動捜査というか、活動を開始したとか、そういうことはなかったのかどうか、この点はいかがですか。

○説明員(石山陽君) たいだいま先生御指摘の記事は私もこへ持つてきておりますが、これはすでにござんたいだいたとおりでございます、なるほど中身がかなり詳しいやりの問答体の記事でございますが、いかにせん、この記事だけではだれがどこにいかなる機会に出したかということについて何ら特定がございませんで、まあいわば一種の政界怪情報というような形で実は編集され、発表されたものであります。したがいまして、当時私がたゞいままでに聞きましたところによりますと、これが一つの話題になったことは事実のようでございますが、これが出ました八月十九日付号というのは、現実にはそれも数日前に出版されておりますので、その時期がたまたま地検といたしますればロッキード関係捜査の核心に触れる時期でもあったというところもありましたので、これをもちつて直ちに捜査を開始すべきだけの周辺事情が解明されたあるいは客観が何であるかというところまで確定するに当時至らなかった、言い方は悪いのですが、手も回らなかったというのが事情のようでございます。

○原田立君 そこら辺が少し生ぬるいのじやないかと云うのです。というのは、この雑誌を見て、「総理閣下、夜分遅く恐縮でございます」、総理というのは三木さんにきまつていっているじやないですか。それから「中曾根逮捕」云々、これ中曾根幹事長でしよ。それから「田中の起訴」云々、これは田中角榮前総理でしよ。これでしかも週刊新潮も一流の雑誌であろうとよく思うのです。そこにまたたまたま軽々しくいわゆる政界の怪情報だなどというふうなとらえ方でおられたというのは非常に軽率なではないでしょうか。当局と大臣、どうですか。

○国務大臣(稲葉修君) そうですね、こんなのが週刊新潮に出てくるということも知らなかったですな。それは軽率じやないかと云われればそうかなあと思ふ、いまにして思へば。しかし、これ自分でだれにも知らされない、こういう記事が出てくるようなことを知らされてないのですよ。知らされてないものですから、どれどれと言つて見なかつた。それは軽率ではないのでしよ、それは、総理から言われたときに、もう少し総理に一体どんな電話だとか、そういうことを聞きださなかつたと言へば、いまにして思へばもう少し聞いておけばよかつたな、こういうことですけれども。

〔委員長退席、理事平井卓志君着席〕
当時はまあ捜査を受けている側もいろいろなことをやるわけですよ。中曾根の名前出して法務大臣にいやがらせみたいなのをやつたり、いろいろあるわけですからね。それしかもその週刊新潮にこんなことが出てくると私知らなかつたもので、それからそれから新聞に出て、なるほど前に週刊誌にそんなもの出ていたのかということを知つて、だれか注意してくれば、もう少しやりようがあつたかなあということもいま考へていられるわけでありませう。軽率と言われても、生ぬるいと言われても、生ぬるうございませうね、軽率でございませう。非常にその答弁は私納得しがたい。

○原田立君 非常にその答弁は私納得しがたい。今回十月二十二日に読売新聞に出ましたですね。これをごらんになって非常にびっくりしたといふふうにお話になりましたけれども、その点は間違ひありませんか。

○国務大臣(稲葉修君) 間違ひありません。

○原田立君 そうですね、この週刊新潮に載つた内容と、それからこの十月二十二日の新聞の内容とを比べてみまかつたところ、雑誌の方が確かと言葉は多いけれども、筋としては大体法務大臣同じですよ。これはここの新聞の方は大事だと感じなければ雑誌の方は大事でないだなんて、それはちよつと不正確な御答弁じやないで

しよ。うか。

○国務大臣(稲葉修君) 週刊誌のここの方と、読売のここの方では大分違ふのです。

まず第一に、電話をかけたのが新聞では裁判官だといふ。それからもう一つは、おれは布施検事長ですがと言つてかけているといふふうにとつちが書いてあるし、こつちがそういうふうでないのじやないでしよ。その一番のポイントのところはわれわれに非常に重大だか、いやこんなの、こんな怪情報みたいな、デマみたいなものかといふことの分かれ道なんですからね。ですから、これを見たときには私もこれは司法の威信に關するところからもう一つは、検事総長も名前をかたられていふといふことをいまごろわかつて、えらいことに、どう思つていふかなといふいろいろな関心をこのときには持つて重大だと思ひましたし、これは全然見てなかつたのですけれども、このとき見ても、このとき見たとしても、これを見たときほどの重大さは認識しなかつたかもしれませう。まあ見ないのだからしようがないけれども、そういう違いがあるようですよ。

○原田立君 そうすると大臣のお考えは、布施検事総長の名前で電話があつたと、この一点だけでこの新聞の報道が重大であると、こういう御認識ですか。

○国務大臣(稲葉修君) もう一つは、この新聞の報道によりますれば現職の裁判官が布施検事総長の名前で総理に電話をしているという点であります。

○原田立君 いま問題になつてゐるのは、この中身では、総理の指揮権発動ですね、これがあつたかなかつたかといふ点が重大事件になつてゐるわけですよ。この中身をずっと詳細に読んでみますと、そのにおいふふんと感じるんですね。大臣はどう思ひますか。

○国務大臣(稲葉修君) まあ、いろいろあつて、最後にお任せしますよといひ切つてゐるから、ああこれはよかつたなあと思つておられます。

○原田立君 そこにコピーがあたりだろと思ひ

ますが、この新聞読みますと、
首相 指揮権(発動)みたいなことはしたくないからね。

——そんなことにはなりません。総理のご意向のあるところを付度して私の方の一存で行うことですから……。

それから申略して、
首相 あなた自身の判断を加えて下さいよ。私は、日ごろ、公平、厳正にやつてくれと言つてゐる。それが大きく曲げられては具合が悪いことになる。

——外部的には公平の形は公平、厳正を保てます。

首相 内部的には？
と、こつちで言つてですね、もう総理は乗せられてゐるんですね、ここのところはね。そうして、首相 内部的にはあなた自身の判断ということとで……。私の指揮をあたいたということとでなく……。

——それは当然のこととで、申し上げるまでもないことです。永久に私の胸の中の問題です。歴代の総長は正式の指揮権とは別に総理の内意を受けてきておられます。

首相 混乱を避けるためにはならない。一つの歴史としても残したくないしねえ。

云々と。そうして、
首相 内部的にも無理のないよう……。
——内部的にも外部的にも、無理のあるように致しません。ではそういうことでよろしうございませうか。

首相 うん。
こつちで言つてゐるのですよ。これは指揮権発言を含んでゐるのじやないですか。

○国務大臣(稲葉修君) これはずっと読んでみまして、途中でいろいろなことはあるけれども、総理は、ロッキード調査特別委員会が答弁しているように、ああこれは自分を隔れる何らかの背後の動きによる電話だなど感づいたので、いろいろどういふ背景があるのか自分でも少し探つてみよ

うかという気になって向こうの電話に対する答弁をすつとやつてきたと。しかし、私は、総理が指揮権を発動するような気持ちは全然ないと思っていますよ。それから私も同様でございますね。政治的介入は一切しないというので、総理も最後のところでは「私は何も政治的に関与することでありませんから最終的にはあなたの判断にお任せします。」、こう言い切っているわけですから、指揮権の発動においがふんふんとするというのは、私は思いません。総理の意向をよく知っている私としてはそうは思いません。ただ、背景がどんなふうであるかひとつ探ってみようか、こういうような気持ちがあつて途中いろいろな返事をしているというふうに受け取れます、私は。

○原田立君 いま大臣が言われたその後に「では、中曾根不逮捕、田中起訴ということで行います」と、こうなっているのですか。これは指揮権発動、政治的介入じゃないですか。

○国務大臣(稲葉修君) このことだけでそうとは思わないのですよ。「内部的にも外部的にも、無理のあるようには致しません。ではそういうことでよろしくございますか。」と、こういうのだから、「これも」「うん」だか「うん」だか何だか……。(笑)

○原田立君 大臣、大臣の言われたのは一番おしまいのところなのですよ。そのところじゃないのですよ。もう少しおしまいの方のところの御見解をお伺いしたい。一番最後です。

○国務大臣(稲葉修君) 「では、中曾根不逮捕、田中起訴ということ……。」、そのところではこれは切れてるね。そこで切れているのです。もう少しここで——ここで「では、中曾根不逮捕、田中起訴ということ」と、こう切つたら、追つかけて、政治介入はせぬ、こう言えは一番よかったかもしれないけれども、向こう切つちやうたからこつちもそのまゝになつちやうたのじやないですか。これで、では中曾根不逮捕、田中起訴ということと、こういうことを検事総長がもし私に言うてきたとしても、私はそれはいかぬとか悪

いとかいう返事はできないですな。まあ普通一般にあなたの方から見れば、これ私のところに電話してきたとして、では中曾根不逮捕、田中起訴ということで大いによしと、こう私が言いそうに思われまふけれども、そういうことは一切やらないのです。私は、そんなことはしないのです。一切介入しない。だが何であらうと、自分の非常に親しい人であらうとそうでない人であらうとそんなことは一切差別しない、そういう気持ちで、総理も全くその気持ちですから、よく知っていますから。私はこれがいかにも指揮権発動のおいがふんふんとするといふふうにお考えになつていただかないようにしてもらいたいと思つています。

○原田立君 もう非常に不満な御意見ですけれども、時間がありませんから次に進みたいと思ひますが、私は今回の事件に対していまの三木首相の行為に対して非常に疑問を持つものであります。というのは暴力電話に應ずること自体不思議な必要などどこにもなかつたのじやないのか、一時間でもですよ。ところが三木首相は二十二日の参議院ロッキード特別委員会、初めは検事総長と思つて電話に出たと、途中で気がつき、どんな方面の者がやつてゐるのか突きとめてやろうと考へたから長くなつた、まあこんなふうな答弁をしてゐるわけでありますが、このような不自然な総理の行為は軽率な行為としか言ひようがない、私はそう思うのです。法務大臣いかがですか。

○国務大臣(稲葉修君) なかなかむずかしいことをお聞きになります、よくこの背後をつかまえてやろうといふのも一つの考え方だと思います。検事総長といふ電話して、やってみるとどうもそうでないといふのだから、これはひとつけしからぬやつだ、こう総理が思われて背後でも少し突きとめてやろうかといふ気持ちになつたといふことはそう軽率といふほどのことではないのじやないでしょうか。まあその背後を突きとめてやろうといふにはもう少しうまく突きとめて

くればよかつたなと私は希望しますがね。突きとめられなくて残念だったなと、いまに思へばそう思います。ただ、だからだらだらこんな者の相手になつていぢやいかぬじやないかといふ点については同感で、それは総理も少し軽率であつたかなといふふうな答弁をされたように私覚えています。が、参議院のロッキード委員会です。それから御本人のお気持ち次第でしょう。私からこれ批判を申し上げるべきことではない。なかなかしつこいにもこう指揮権発動のようなことを引き出そう引き出そうとしても、それに対してはきつめて慎重に対処をして指揮権の発動にならないような答弁をしているが、その点は用心深いものだとは思ひます。

○原田立君 十月二十五日の毎日新聞ににせ電話事件で「鬼頭判事補、本社記者に語る」、「田中起訴」指示の言葉公表したかつた」と、こういう記事が出ております。法務大臣ごらんになつたでしょうかと思ひますが、毎日新聞、これに対してこの毎日新聞のインタビュについて鬼頭判事補がもう一遍せひ一度会つて弁明したいといふことで勝見局長がお会いになつたやうでありますけれども、新聞報道ではごく簡単に書いてありますが、この毎日の記事、これは非常に重要な問題ですね。指揮権発動の問題がそろそろ出ています、といふふうな内容のものが、どういふことであつたのか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 実は昨日第二回目の事情を聞いたわけでございます。その点につきましてそのいきさつを申し上げます。この関係の記事が出ておりました、実は本人から申し出がありましたのは二十四日の読売の記事について釈明をしたい、こういうことであつたわけでございます。で、たゞいま原田委員御指摘のとおり二十五日の毎日の朝刊が出ましたので、この点につきまして私どもの方から聞きたいといふことを言つたわけでございます。それでまた事情聴取に入つたわけでございますが、確かに原田委員御指摘のとおりこの内容が非常に重要なことに關

連いたしますのでこの点について尋ねましたけれども、この点につきましては結局は要領を得なかつたといふのが実情でございます。と申しますのは、本人は最初申し上げましたように、このテープの内容については、もうすでに長いテープの内容につきましてはほとんど忘れてゐるというふうなことを述べておりましたので、私どもの方で改めて聞いたわけでございますが、いわばこの点については否定するとも肯定するとも言わなかつたわけでございます。

○原田立君 この新聞報道によりまして、あなたが一人で最高裁三階の人事局会議室で聞いたといふような報道がなされてゐるわけでありまふけれども、当初第一回目のときには態勢を整えてお聞きになつたのだらうと思ふ。何人でお聞きになつたか、その点はちよつとまだつまびらかでないのですけれども、たつた一人であつたといふことはちよつと不自然な感じがしますが、それが一つ。

それから、午後零時四十分最高裁の二回目の事情聴取が終わつた鬼頭氏は東京高裁内の司法記者室に姿を見せ記者会見に応じたと、私がいよいよ辞表を出すことになるかと三木首相は閣議でその取り扱ひを協議することになる、一方の当時者である三木さんは電話の主であるのかないのかはつきりすべきだと、主であるとするれば国会答弁のようにはないのかと、こういうふうな意味に及ぶべきで、かたは自分であるといふような意味にとれる内容発言をしているわけなんです、記者会見発表しているわけなんです。こゝら返についてはどう思ひますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) まず私どもで事情聴取いたしましたのは、第一回目と申しますと土曜日の日の第一回目の事情聴取は私と泉課長で当たりました。その際事務官二人を入室させております。それからきのう行いました事情聴取は私と泉でいたす予定でございましたが、私が所用がございまして大半は泉課長に行かせまして、その報告を受けました。そのような状況下で

あったわけでございます。その際きのうも二人の事務官を立ち会わせております。

それからきのうの午後の記者会見の報道についてでございますが、御指摘のような報道がなされておりますが、私どもの面前では当初申し上げましたように電話をしたのは自分ではない、テープの音の主は自分ではないというふうに言っておるわけでございますので、私どもといたしましては鬼頭判事補と電話の主と同一人であるというふうには、現在のところ確信を持って同一人であるというふうな考えを持っていますわけでは、まだそこ——それが真実であるとすれば、そういうところまでは至っておらない心証でございます。

○原田立君 もう一問で終わりますが、にせ電話、これをかけただれかがいて、そうして聞いたのは総理、この二人しかいないわけですね。先ほど佐々木委員からも指摘があったけれども、鬼頭判事補がいろいろと新聞記者会見あるいはテレビなんかの会見で、これですべてです。その声、それを三木総理も聞いておられるだろうと思うのです。それでお伺いするのですけれども、その当日、三木さんが聞いた電話の声と鬼頭判事補の声と合致しているのかどうか、そこら辺は確かめられたのかどうか。また、まだしてないとしたらいつごろ確かめられるのか、これは重大なポイントでありますから、私はまた当委員会において三木総理の出席を要求しております。片方の方で聞いて片方で聞かないのだという事はなりませんから、まあ、それはそれとして、事実、確かめられましたか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) まだいたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、そのようなことをしかるべき方を通じてお願い申し上げます。

実は、テープの電話の音の主が自分ではないと言っているから、それでは読売の新聞報道に出てくるこの電話の記事を声を出して録音にとらせてもらっていいかということをお願いしたら、それはかまわないということで、最初の部分を録取

してございますので、必要なときにそういう措置に出ることも考えているわけでございます。

○原田立君 大臣、これは重大な問題ですから、速急に大臣から総理に聞いてもらいたい、いかがですか。

○国務大臣(稲葉修君) 聞くことは必要でございます。早速聞きましよう。ただ鬼頭判事補がテレビを通じてだれか会見をして、それがテレビに映っておる。その声を総理が本場に聞いたのかどうか、それもまだ聞いていませんからね。聞いたとすれば、電話のときの記憶とあの声と同一人だと思えますか、聞かぬのはわけがないです。

○橋本教君 最初に法務大臣に伺いますが、このにせ電話、謀略電話事件、これでいま法務大臣はこれは重大な問題だということで徹底的な調査をやらせるといふことを繰り返して表明された。その重大な意味というのが、いま大臣がおっしゃったのは、布施検事総長の名をかたって一國の総理に謀略の電話をしたことだと、こうおっしゃいました。そのとおりです。私が大臣に聞いたのは、この謀略電話があつて後、しばらくしてあなたは総理からこの話を聞かれ、そのときにあなたは、いや、いろいろ妨害やおかしな電話があるから、総理、気にしなさんなどおっしゃった、こう言っています。まず最初に聞きたいのは、法務大臣のところはどんなにやがらせの電話、どんな妨害の電話があつたのですか。自分のところにもいろいろあるのだと、総理、気にしなさんなど、こうおっしゃったわけですね。たとえばどんな電話がございましたか。

○国務大臣(稲葉修君) 私のところへまさか布施検事総長の名をかたたり、刑事局長の名をかたたり、そんな電話はありません。それはすぐばれると思いますから、そんな人はありません。ただ、なせ前総理ともあろう者を……

○橋本教君 あなたのところへどんな電話がかつたか。

○国務大臣(稲葉修君) 私のところへ——です

から、なぜ総理を逮捕したとか、そんな電話はたびたびありましたね。

○橋本教君 わかりました。つまり田中角榮逮捕に對して、これを快く思わない者から抗議の電話があつた、こういうことですね。

(理事平井卓志君退席、理事原田立君着席)

だから、特に謀略的な電話という意味じゃないですね。

そこで法務大臣、いまあなたがおっしゃったことが大事なのです。布施検事総長、安原刑事局長の名をかたれば、法務大臣は一週にわかる。ところが、総理は布施検事総長の名をかたられてもなかなかわからなかった。つまりこのテープ、電話の主は、総理が布施検事総長の声を余りよく知らないといふことを知っていたかた人間だ、非常に賢明だ、知能犯だと私は思うのですが、まず、この点どうですか。

○国務大臣(稲葉修君) 布施検事総長の声を知らないからこそこけたのだといふことはもう明瞭であります。

○橋本教君 だから、総理が布施検事総長の声をよく知っているといふことならかけられないわけですから、実際問題としてね。だから、布施検事総長と総理がそういう電話のやりとりはほとんどないといふことを知っている人間だといふことが一つ目星がある。

それから大臣、あなたがこの話を総理からお聞きになったときに、自分のところへは謀略じやなくて抗議の電話ですが、これは謀略電話だと、これは布施検事総長の名をかたり、一國の総理にかけたのだからこれは重大だと、徹底的に調査すべきだ、そのころもあなたがそう思われなかったのもまた不思議なんです、これはどういふことですか。

○国務大臣(稲葉修君) そのときは、総理から聞いたときにははたしか布施検事総長の名で妙な電話がかかってきたといふことだったように思っています。そんな、布施検事総長があなたに直接電話なんかするわけがないじゃないですかと、そ

んなものにはせ電話に決まっているじゃないですか、そんなものは幾らでも逃げる方の協力があつていろいろなことをやりますよと、そんなものにかかり合つたつてしようがないですよと、こういうことを、私、言いました。総理もわしも忙しいときでしたよ。

○橋本教君 わかりました。だから、あなたが直感的に感じられたのは、これはロッキードで逃げるグループのどこかの謀略だと、こう思われた。私もその直感には正しいと思うのです。まさにそういう政治謀略です。しかし、そのときにあなたが幾ら忙しくとも、いやしくも布施検事総長の名がかたられ、一國の総理にロッキード隠しの謀略的な電話だと認識されたのですから、これは重大だと、総理、その内容をもっと詳しく聞かしてもいい、徹底的にそのときに調査をすべきだ、こう思っておられる、もつと調査が今日進んでいたといふことは間違いない。この点で法務大臣、そのときにあなたが総理からお聞きになったときの認識と、調査をすぐ嚴重にしなかつたといふ問題は、これはやっぱりいまから見ればもつとやっておくべきであつたといふようにいささか反省されてもよいのではないかと私は思うのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(稲葉修君) まあ、いまから見れば、私もあの当時、田中逮捕後のそれから忙しいときでしたもので、田中逮捕後のそれから忙しいものに、一々かかわり合つていようとするかといふ気持で、総理も余り気にしない方がいいと、こんなふうなときでしたからね。いまにして思えば、あなたのおっしゃるとおりです。いまにして思えば、そのとおりです。私はやっぱり少し脳が足らぬな。(笑)

○橋本教君 私は法務大臣が脳が足らぬなどという失礼なことはいささかも申し上げるつもりはございません。ただ、この謀略電話がかつたのは田中をどういふように起訴ということであつたのかどうか、検察最高首脳会議が開かれる前夜なのです。これもまた巧妙な時間の設定なのですね。

○国務大臣(稲葉修君) まあ、いまから見れば、私もあの当時、田中逮捕後のそれから忙しいときでしたもので、田中逮捕後のそれから忙しいものに、一々かかわり合つていようとするかといふ気持で、総理も余り気にしない方がいいと、こんなふうなときでしたからね。いまにして思えば、あなたのおっしゃるとおりです。いまにして思えば、そのとおりです。私はやっぱり少し脳が足らぬな。(笑)

そう思われませんか。

○國務大臣(稻葉修君) 逮捕のときに刑事局長からの電話の通知のときにも気になっていました問題です。果たして起訴なんか持っているのかどうかはわからない前総理を逮捕するというのは、これはしかし政治介入するわけにはいかぬからよろしいと、許可と、こういうわけですから、それで非常に微妙な時期です。非常に微妙な、タイミングよく総理にかけたものだと、いまに思えばそう思います。

○橋本教君 だからこの点でも実に計算された知能的なやり方だということになるのです。

そこで、最高裁に伺いますが、この鬼頭裁判官はテープを自分で読売新聞社に持っていったことは認めている、これはいいです。そこで、この行為が鬼頭裁判官の一人の行為でないことは、彼にテープを渡した人がある、そして電話をかけた人は別だと彼が言っているという状況がある。すると、ここで少なくともテープを彼に提供した人間と電話をかけた人間と、そして鬼頭裁判官、三人の人間が浮かんでくる。だからこの謀略電話事件は鬼頭裁判官の単独の行為じゃなくて、何人かのグループがあるということ、調査の結果認識されておられますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) このにせ電話事件がいわば鬼頭判事補の何といえますか単独の行動であるかあるいはグループの行動であるかという問題も、私どもの調査の対象といたしましては重要なことであらうかと思えます。で、鬼頭判事補の供述は先ほど申し上げましたように、自分はやっていないけれども、ほかの人から聞かされて読売……

○橋本教君 それはわかっていのです。もう聞いている。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) そういう供述でございました。それに対して私どもがどう思うかというお尋ねでございしますれば、私どもといたしましては、いずれとも判定しがたいというのが現在の心証でございします。

○橋本教君 つまり、いずれともというのは、まだ調査の結論を得ていないからそうおっしゃるわけです。少なくとも彼一人の行為だとだけは見られないと、何人かの関係者があると、こういう観点も踏まえて調査をするという必要があることはお認めになりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 仰せのとおりであると思えます。

○橋本教君 そこで、彼は非常に重要なことを言っているわけですね。たとえば「たゞはですよ、こういうことを言っていますね。毎日新聞に報道されていますが、「電話をかけた人はだれだ。」という記者の問いに対して、「それは言えない。この話は永田町の話なんだよ。」、こういう答えをしている。「永田町」ということは政治家が関係しているということか。」と、こう突っ込んで聞かれると、今度は「政治家なのか……ジャーナリストなのか、法曹界の人間なのか……」と、こう言っている。明らかにしてませんが、彼が「ぼつ」と「それは言えない。この話は永田町の話なんだよ。」と言った事実私は重大だ。永田町といえはまさに人の知る日本の政界の中枢部ですよ。そして、しかも彼は前に、自分が十年目に判事に任用されるかどうかということが心配になっていたという問題を友人から聞かれたときに、おれは大丈夫なんだよ、おれはさる有力な筋の政治家を知っているのだよと友人に語ったという事実も報道されているし、私どももそれを間違いないつかんでいる。この「永田町の話なんだよ。」という問題はきわめて重要な問題ですが、こういう点は本人に調査をされておられますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 二十五日の朝の毎日新聞の報道につきまして、御指摘のとおり非常に重要な事項が出ておりましたので、当日の事情聴取に当たっては聞きましたところ、結論といたしましては、その内容については否定するとも肯定するとも結局は要領を得ないままに終わった次第でございします。

○橋本教君 彼が否定していないということが重要ですよ。要領を得ないままということが重要ですよ、やっぱりその筋は。私どもの調査では、彼と同期生——彼は修習生十九期生ですね。彼と同期生で、そして鹿児島地裁の判事補をしていた人で、そして自民党の橋本登美三郎氏の秘書をしていた人で現に国会議員でいる人がいる。まさに彼の同期の友だちです。それは言うまでもなく田中派ですよ。橋本さんの秘書をしていたのだから、(理事原田立君退席、委員長着席)

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その前に、先ほどの二十五日の毎日の記事につきまして、否定していないところが重要だと、こういうふうなことでございしたけれども、私どももいたしましては、結局鬼頭判事補の口からはっきりした答えは得られなかったという趣旨でございまして、いわばその記者会見についてはコメントしないという態度であつたわけでございます。その点を明らかにさせていただきます。

それから第二点の問題につきましては、そのような話のあつたことにつきましては、私どももたゞいま初めて聞いたことでございまして、その判事補につきましては、特定できると思いますが、その事情聴取をいたしたいというふうに考えます。

○橋本教君 現在判事補じゃないのですよ。元判事補、鹿児島地裁の判事補をしていた人。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) どうも失礼いたしました。できる限りわかりましたならば、必要があれば事情聴取をいたしたいというふうなことでございします。

○橋本教君 これはやっぱり何人かのグループという関係と同時に、この鬼頭氏がどういふ交流関係、交友関係、政治家とのつながりを持っていたかという、ここまで最高裁は私は調査する責任があると思う。公然とこういうことを言っているのですから、永田町筋だということも、だからこの永田町筋だというのはどういふことかというのを聞いて、明確にコメントしなかつたとい

うだけで終わったのでは調査にならないのですよ。たとえば彼は鹿児島地裁所長をしていた飯守重任氏を尊敬をしていた。飯守重任氏もまた彼を非常にほめていた。彼こそ国を愛する人間だと、こう言っているというところが新聞で報道されている。この飯守氏と彼とはどの程度の交流関係を飯守氏が鹿児島地裁所長をやめてからも持ってきたのか。最近四十九年、五十年、そして今日までの程度お互いに行き来し、どういふ話をしていたのか、これも調べる必要が私はあると思うが、その点はお調べになりましたか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 新聞の報道に出ておりましたこともございまして、当然飯守元裁判官との交際についても聞きまして、私どもも聞きましてと際によりまして、まず公的には鹿児島地裁の所長をやっておられたところ約二カ月弱、鹿児島で御一緒であつたはずでございまして、で、鬼頭判事補の述べるところによりまして、確かにそういう関係もありましたつき合ひはもちろんなつたということもございしましたが、少なくともこの事件に関しては全然自分ももちろん関係ないと言っているわけでございますので、飯守元判事が、新聞に記事が出ておりますように、もし鬼頭君がこんなことをやるのであれば大変けしからぬことであるような趣旨の発言もいたしておりましたので、私どももいたしましては、それ以上このたびの事情聴取につきましては聞かなかつたわけでございます。

○橋本教君 聞く必要があるのではないかと私は聞いています。

話は飛びますが、この鬼頭裁判官が外国へ旅行した、特にアメリカに行っているというのを私どもは調査をしておりますが、その関係、調査をして明らかになっていると思いますが、明確にしてください。いつごろ、どういふ目的で行ったというところでございします。

私どもの手元の資料では、四十九年の十二月二十九日から五十年の一月四日まで渡航先西ドイツという事で許可が出ております。さらに、五十年の七月二十三日から八月九日まで渡航先西ドイツ、アメリカ合衆国という事で申請が出ておりまして、そのまま許可になっているわけでございます。

○橋本教君 最初の四十九年のときも西ドイツからアメリカに回ったのではありませんか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 本人の述べるところによりますと、このときには西ドイツへ行つたという事でございます。

○橋本教君 その目的は何という事になっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 親族面会、知人の病氣見舞いということになっております。

○橋本教君 その目的は事実かどうか調査しましたか。彼は一方で自分の専門である治安立法、この研究に行く、こう言つて出ておる事実があるのですよ。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 四十九年の暮れから五十年にかけての海外渡航申請にはただいま申し上げました二つでございます。

○橋本教君 五十年もそうですか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 五十年につきましては個人的研究、専攻テーマに関する調査、文献の収集、こういうことになっております。

○橋本教君 私が指摘するのはそれなのです。その個人的研究、文献の調査、——内容を具体的に聞かれてますが、最高裁は。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 最高裁としては聞いておりません。

○橋本教君 どこへ行つてどういう研究のためにという文献資料を集めてきたか、これを調べてください。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 調査しております。

○橋本教君 いや、調べてくれますかと。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 本人の事情聴取の際に必要とあればまたこの点について聴取したいと思ひます。

○橋本教君 彼は飯守裁判官の思想傾向を受け、影響を受け、そして彼自身は飯守裁判官の言葉によれば、国家を憂へるという言い方でまさに右翼的な思想の持ち主で、彼は日本の治安立法——戦前の治安立法を含めてこれの最高権威者だと自分で人々に言つておる。彼はその目的でアメリカへ行つたと。どこへ行つてどういう調査をしたか、これは重大な事です。アメリカのどういう機関と接触をしたのか、そしてこの海外渡航費は一体だれが負担したのか、完全に彼自身の個人の負担なのか。全部調べてください。私はなぜそれを言うかといふ事は、このように謀略電話をかけるのは彼個人の発想ではなくて、まさにCIAばりの発想なのです。だから、彼自身がそういうアメリカへの渡航、こういう関係においてどのような機関と接触し、どのようなところでどういう調査をしたか、これは明らかにする必要があります。だからいま人事局長が言われたように、今後の調査の中でぜひこの点を究明してもらいたい。

それからさらに次の質問に移りますが、彼は、テープを彼のところへ持つて来た人は、これは何歳ぐらいの人で、どういう地位、どういう職業の人だと言つておりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その点については、もう私も見当をつけることができません。もう私も全然いたしていません。

○橋本教君 つまり、彼はその事実を明らかにしないという事です。隠しているという事です。そのままで置いていたら調査できませんよ、これは。今後どういうようにそれを調査されますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 仰せのとおりであると存じますが、非常にむずかしい問題である私ももちろん考えておりますけれども、果たしてどういふ人かということ、どういふ方法でいふば調査していくかということについて十分に検討させていただきたいと思ひます。

○橋本教君 彼の個人的な私生活をめぐつても、交友関係をめぐつてもいろいろな問題があるのです。きょうは時間がありませんから指摘をしません。特に、彼が二回にわたつてアメリカへ行く旅費はどこから出ていますか、この点だけ聞いておきます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど申し上げました渡航についての許可申請書には、私費ということに相なつております。この点について、私費であつたかどうかについてはまだつまびらかにしていません。

○橋本教君 それも調べてください。二年続いて、四十九年、五十年、アメリカへ西ドイツを回つて行くとなればかなり多額の費用ですよ。大体裁判官はつましい暮らしをしていらつしやるのを私どもよく知つてます。彼が二年続いてアメリカへ行くという、そういう私費が一体どこから出てきたのか、これも疑問の一つとして調査する必要があります。

さて、時間がありませんから、次に法務大臣に伺いますが、この鬼頭裁判官が宮本委員長の身分帳を見たという事実は今日明らかになっている。この鬼頭裁判官は、宮本委員長の身分帳だけでなく、宮城刑務所をも訪れて、わが党の袴田副委員長的身分帳も見たいというように言つていったという事実、これは間違いありませんか。それはいつごろですか。

○政府委員(石原一彦君) 御指摘のように四十九年の八月ごろ宮城刑務所に袴田里美氏の資料についての照会をいたし、宮城刑務所において断つた事実がございます。その日付につきましては、現在確定するように宮城刑務所に照会中でございます。

○橋本教君 だから彼は単に網走だけではなくて宮城にも行つておるといふことがはっきりするわけですね。そしてこのように彼が網走に行き宮城に行つておるといふ状況は、これは私は当刑務所の方から当然法務省本省に鬼頭裁判官という人間が

こういふことで来たという事は報告されてしかるべきだと思ひます。また報告されているに違ひない、こう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石原一彦君) 御指摘ではございませんが、私の方に報告はございません。どういふ事情でそうなつたかという点につきましては、目下調査を続行している間においてある程度判明するのではないかと思つております。

○橋本教君 これはしかし、法務省の行政上の問題としては重大な一つの遺漏ではありませんか。本来なら見せてはならぬものを見に来た人がいるのですから、裁判官と名のつて、こういうことであつたというのには当然報告あつてしかるべき問題だといふことは言えますね。

○政府委員(石原一彦君) 刑務所の場合に參觀といふのがございますが、これは所長の権限が原則でございますが、女子刑務所を男子が見る場合、あるいは男子刑務所を女子が見る場合には法務大臣の許可にかからしめておりまして、私のところで適否を審査いたしますが、普通の調査で、——今回の場合にはやや異常な調査ではございますが、普通の調査でおいでになるという、すべての場合にまで本省に報告があるものではございません。

○橋本教君 いや、問題をきわめて軽視をしていたことになると思ひます。そこで局長に聞きたいのですが、彼は了解を得て書きしめらつたと、こう言つています。了解を得て、いいですね。そうすると、法務省の調査で聞きたいのですが、当時の刑務所長あるいは庶務課長が了解を与えたのですか。その事実はどうなんですか。

○政府委員(石原一彦君) 結果的には閲覧の了解を与えていることになつたかと思ひます。その了解を与えるに至りました本人側の申請理由等につきまして、現在鋭意調査中でございます。

○橋本教君 その了解は刑務所長及び庶務課長がそれ独自の判断で与え得られる了解では私はないと思う。なぜならば、これは嚴重な秘匿文書です

て十分に検討させていただきたいと思ひます。

○橋本教君 彼の個人的な私生活をめぐつても、交友関係をめぐつてもいろいろな問題があるのです。きょうは時間がありませんから指摘をしません。特に、彼が二回にわたつてアメリカへ行く旅費はどこから出ていますか、この点だけ聞いておきます。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど申し上げました渡航についての許可申請書には、私費ということに相なつております。この点について、私費であつたかどうかについてはまだつまびらかにしていません。

○橋本教君 それも調べてください。二年続いて、四十九年、五十年、アメリカへ西ドイツを回つて行くとなればかなり多額の費用ですよ。大体裁判官はつましい暮らしをしていらつしやるのを私どもよく知つてます。彼が二年続いてアメリカへ行くという、そういう私費が一体どこから出てきたのか、これも疑問の一つとして調査する必要があります。

さて、時間がありませんから、次に法務大臣に伺いますが、この鬼頭裁判官が宮本委員長の身分帳を見たという事実は今日明らかになっている。この鬼頭裁判官は、宮本委員長の身分帳だけでなく、宮城刑務所をも訪れて、わが党の袴田副委員長的身分帳も見たいというように言つていったという事実、これは間違いありませんか。それはいつごろですか。

○政府委員(石原一彦君) 御指摘のように四十九年の八月ごろ宮城刑務所に袴田里美氏の資料についての照会をいたし、宮城刑務所において断つた事実がございます。その日付につきましては、現在確定するように宮城刑務所に照会中でございます。

○橋本教君 だから彼は単に網走だけではなくて宮城にも行つておるといふことがはっきりするわけですね。そしてこのように彼が網走に行き宮城に行つておるといふ状況は、これは私は当刑務所の方から当然法務省本省に鬼頭裁判官という人間が

から、刑務所長及び庶務課長が、ましてや一庶務課長が自分の判断で了解してよい事項ではない。これは当然了解が得られるかどうかという本省への照会があつてしかるべき性質の事柄だと私は思つておりますが、どうですか。事柄の性質としてだけ言つて下さい、事實はいいです。

○政府委員(石原一彦君) まさにそこが問題でございまして、通常の場合にそうした了解を現地所長がやられる場合があるのであります。たとえば刑名、刑期等でございます。そういう場合であつたか、そうでなかつたかという点がまさに調査のポイントでございます、この点を十分調査していただくでございます。

○橋本教君 ですから局長、この場合自分の研究のためにと彼は言うのです。研究のために他人の身分帳を見る、こういうことで言つて取つてきておるのです。こういう場合に所長の単独了解といふことは普通はあり得ない。ほかの言ひ分とか名義はともかく、素直に彼が言つたとおり自分の研究のために他人の身分帳を見たいといふことで行つた場合は、軽々にこれは許されないことはわかり切つてゐるので、こんなものは単独で了解できない事項で、当然本省に照会をして判断を仰がなければならぬ問題だといふことは間違いないでしよう。

○政府委員(石原一彦君) そのとおりでございます。そこがポイントでございます。私どもある程度調査はしておりますが、まだ二人の分につきましては十分調査ができませんので、私もここで申し上げることができないのを残念に思つてゐるところでございます。

○橋本教君 そうしますと、なぜ了解を与えたかといふことは二つの問題がある。一つは当時の刑務所長及び庶務課長が法務省内のおきてを犯して、みずからこの秘密が漏れることに手をかけたといふことなのか、それともどこか上と上司の方から見せてやれという事前の連絡もしくは事後連絡があつて、そういう上司もしくはそれに類するところからの指示があつたかといふことも、こ

れも調べなければならぬ、こういう二つの点について調査をいま進めておられると伺つてよろしいのですか。

○政府委員(石原一彦君) まさにそのとおりでございます。本日ここで申し上げられないのは残念でございますが、ただいまの二点以外にも許さざるを得なくなる事情もあるのではないかと、いふ点も調査の対象にいたしております。

○橋本教君 いずれにしても、この鬼頭裁判官に許さざるを得ない事情というのには少々怪々なんです。それは徹底的に調べてもらなければならぬ。そしてこの彼が写し取つたこの身分帳、宮本委員長の診断書というものがまさに問題になります。民社党の春日委員長が週刊サンケイとのインタビューで診断書の写しを持つてゐる、こう言つてゐる。そして京都の右翼である松本明重が発行した本にはその全文が登載されてゐる。そして「文春」に出た日本共産党研究の立花氏の論文に一部が援用されてゐる。そこで局長に聞きたいのです。この松本明重が援用してゐるこの診断書は事實そのものと相違ありませんか。

○政府委員(石原一彦君) 前提として橋本委員も身分帳の内容は秘匿すべきものだといふことであらうかと思ひます。そうしますと、この段階におきまして私がそれが真偽いずれかを申し上げることは、身分帳の内容を申し上げることになります。これは、いかにするかを私の方がいまいきしんでゐるところでございます。どうぞそれで御了解願ひたいと思ひます。

○橋本教君 なかなかお上手な答弁ですね。(笑声)だが、しかし微妙な答弁ですよ。あれが事實でないなら、ないとおつしやうていただくことが大事なんです。法務大臣、あなたは人の名譽を重んずる法務大臣として、人権擁護の立場で、私はこゝういふ方だと思ひますよ。この宮本委員長自身が見せてほしいと言つても見せられない身分帳、診断書を研究のためにもろんだれにも見せてはなりません、これがこゝういふ本に出される、研究論文に出される、週刊誌で騒がれる、これは言つて

みれば宮本委員長の名譽が著しく侵害されている状態が現出されてゐるのです。そう思われませんか、まずその点。

○国務大臣(稲葉修君) そう思ひます。

○橋本教君 それでは、宮本委員長の名譽が侵害されてゐる状況はいま局長がこれから調べるとおつしやうた法務省自身の重大な疑惑と不始末の中から出てきてゐる。これが一体どこから出てきたかと、いま明らかにすることが必要です。鬼頭裁判官が写したきたといふ事実、そしてこゝういふ本に出てゐるといふ事実、いいですか、こゝういふ本と、一体彼らはどこから手に入れたか、鬼頭裁判官との関係は徹底的に究明しなければならぬ。こゝういふ点の究明は今後の調査としておやりいただけますか。

○政府委員(石原一彦君) ただいまの点付加さしていただきますと、身分帳、診断書そのものは現在私のところに保管いたしております。ところが今回鬼頭裁判官補本人の供述によりますと、手書きのものを送られたといふことでございまして、その手書きのものと御指摘のものとが一致するかどうかを調べなければなりません。その手書きのものが鬼頭本人に渡つておりますのでいかにして調査するかといふことにたゞいま腐心をしてゐるところでございます。しかしながら、その関係が明らかになりますれば御報告申し上げる事項であります、明らかでない場合にはその旨を明確に申し上げます。

○橋本教君 あと二問だけ終わります。

鬼頭裁判官から、彼が受け取つた手書きのものを提出させたというかがですか。それならわかりやうがあります。

○政府委員(石原一彦君) 先ほど衆議院法務委員会でもその御議論がございましたが、仮にその取り方が不法といたしましても、本人の所有に属しておりますので、任意の関係でどこまでできるかといふ点については今後とも検討させていただきますと思ひます。

○橋本教君 出してもらいたいと協力を求めれば

いいのです。私は強制捜査やれなんて言つてないのです。局長いかがですか。協力を求めたいのです。その意思はあります。当然でしょう。

○政府委員(石原一彦君) 私ども、今回の鬼頭本人を入れたまはつてわが方の二人合せて三人につきましては独自に調査をいたしておりますが、ある一定の段階になりましたときには、私どもの調査結果をも裁判所に御通報を申し上げ、裁判所からも詳しい点をお伺ひいたしまして、その点を考慮いたしたいと考えております。

○橋本教君 最後に伺ひますが、いま局長がおつしやうたことを私は最高裁にも要求したい。合同の調査を徹底的にやる必要があるのです。この問題については、まさに、謀略にせ電話をかけた鬼頭裁判官をめぐる行為は、いたずらな反共攻撃のために利用された疑いのある身分帳の閲覧といふことと彼自身を接点にして一つになつてゐる、それだけの調査をお進めになるというところは必要ですが、必要な場合は合同会議を開いて裁判所の責任、法務省の責任、この統一した責任で事態を究明し、明らかにし、それを稲葉法務大臣が国会に報告するといふようにすべきだと思ひますが、この点について大臣の意見を賜つて終わります。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 実はこの件に關します事情聴取でございますが、当然のことでございますけれども、刑務所に行つて写さしてもらつたといふば書類の中身——中身といひます、その表題を言えば結局自分は公表したことになるからそれとも言えないといふようなことを述べておつたわけでございます。それから……

○橋本教君 そんなことでおさまつてはだめなのだよ。合同で会議を開いてちゃんと調査するといふことをやるかやめぬか、大臣の意見を私は聞いてゐるわけですよ。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 私の方で本人にその書類の提出方は求めておりませんが、ただいまの御指摘の点につきまして、法務省

とよく相談の上でやりたいというふうに考えております。

それから、大変失礼でございませうけれども、先ほど鬼頭判事補の海外旅行の点についてのお尋ねでございませうが、実は海外渡航の申請に対する許可申請書についてお尋ねがあったわけでございませうが、この点につきまして鬼頭判事補は八月中旬に実は香港に四日間行っておつたと、それで問題の電話のあったと言われる八月四日に戻つてきたと、こういうようなことを述べておつたわけでございます。その晩京都の官舎に帰つて疲れしておつたのでぐすり寝込んで、恐らく何時ごろということが確定しておりませうけれども、電話が鳴つたことがあつた時刻が仮に夜遅くであるとすれば自分はもう疲れてぐすり寝ていたので、自分が電話をするはずはないというふうなことを言つておつたことをつけ加えさせていただきます。

○国務大臣(稲葉修君) 裁判所の方の調査と矯正局の方の調査と、いまこう進んでおりますがね、一定の段階がくれば、合同会議をやるかは別として、両々相まつて真相究明をしなければならいから、密接な協力関係を持つて真相を究明したい、こういうふうに思ひます。

○橋本敬君 時間がありませんから、終わります。

○委員長(田代富士男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十一分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、民法の一部を改正する法律案(佐々木静子君外一名発議)

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百八十九条を次のように改める。

第八百八十九条 被相続人の直系尊属は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。

第八百九十条の次に次の一条を加える。
第八百八十七条及び前二条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、相続人となる。

第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 配偶者及び子が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各二分の一とする。

第九百条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を同条第三号とする。

附則

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

十月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、民法及び戸籍法の一部を改正する法律案(衆)

民法及び戸籍法の一部を改正する法律案

民法及び戸籍法の一部を改正する法律

民法(明治三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十八条第三項中「財産の額」の下に

「当事者の一方が相手方の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合におけるその維持され又は増加した財産の額」を加える。

前項の規定によつて縁組前の氏に復した養子が成年に達しているときは、その者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することが出来る。

第八百八十九条を次のように改める。
第八百八十九条 被相続人の直系尊属は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。

第八百九十条の次に次の一条を加える。
第八百八十七条及び前二条の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、相続人となる。

第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一」を「子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一」に改め、同条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を同条第三号とする。

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

第九百六条に次の一項を加える。
被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした相続人があるときは、各相続人の相続分にかかわらず、その相続人の寄与の方法、

程度その他の事情を考慮して、その相続人の分割によつて取得すべき財産を増加させることができる。ただし、各相続人の分割によつて取得すべき財産の額は、相続分によつて算定した価額の二分の一を下ることができない。

(戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「含む」の下に「又は同法第八百八十六条第二項(同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。))を加え、離婚又は婚姻の取消の際に称していた氏」を「離婚又は婚姻の取消の際に称していた氏又は離縁若しくは縁組の取消の際に称していた氏」に改める。

第四章第四節中第六十九條の次に次の一条を加える。
第六十九條の二 第七十七條の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百八十六條第二項の規定によつて縁組の取消の際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第四章第五節中第七十三條の次に次の一条を加える。
第七十三條の二 第七十七條の二の規定は、民法第八百八十六條第二項の規定によつて離縁の際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

附則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置)
二 この法律の施行前三月以内に離縁し、又は縁組が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第八百八十六條第二項(同法第八百八条第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同項中「離縁の日から三箇月以内」とあるのは、「民法及び戸籍

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条中「三十六万九千円」を「四十万円」に改める。
 別表を次のように改める。
 別表(第二条関係)

区 分		俸 給 月 額
検 事 総 長	一	一、〇五〇、〇〇〇円
次 長	二	七四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	三	八一〇、〇〇〇円
その他の検事長	四	七四〇、〇〇〇円
一 号	五	七二八、〇〇〇円
二 号	六	六三七、〇〇〇円
三 号	七	五九八、〇〇〇円
四 号	八	五二二、〇〇〇円
五 号	九	四四二、〇〇〇円
六 号	十	四〇〇、〇〇〇円
七 号	十一	三六〇、〇〇〇円
八 号	十二	三三〇、〇〇〇円
九 号	十三	二六六、九〇〇円
十 号	十四	二三九、八〇〇円
十一 号	十五	二二一、六〇〇円
十二 号	十六	二〇四、五〇〇円
十三 号	十七	一八八、五〇〇円
十四 号	十八	一七七、五〇〇円
十五 号	十九	一六五、一〇〇円

副 検 事

十六 号	一五七、七〇〇円
十七 号	一四二、三〇〇円
十八 号	一三六、〇〇〇円
十九 号	一二七、二〇〇円
二十 号	一二二、一〇〇円
一 号	三六〇、〇〇〇円
二 号	二八一、一〇〇円
三 号	二六六、九〇〇円
四 号	二三九、八〇〇円
五 号	二二一、六〇〇円
六 号	二〇四、五〇〇円
七 号	一八八、五〇〇円
八 号	一七七、五〇〇円
九 号	一六五、一〇〇円
十 号	一五七、七〇〇円
十一 号	一四二、三〇〇円
十二 号	一三六、〇〇〇円
十三 号	一二七、二〇〇円
十四 号	一二二、一〇〇円
十五 号	一〇七、六〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 検察官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。